

No1

平成11年度  
帰国研修員フォローアップ報告書  
(国際税務行政セミナー)

平成11年10月

JCA LIBRARY

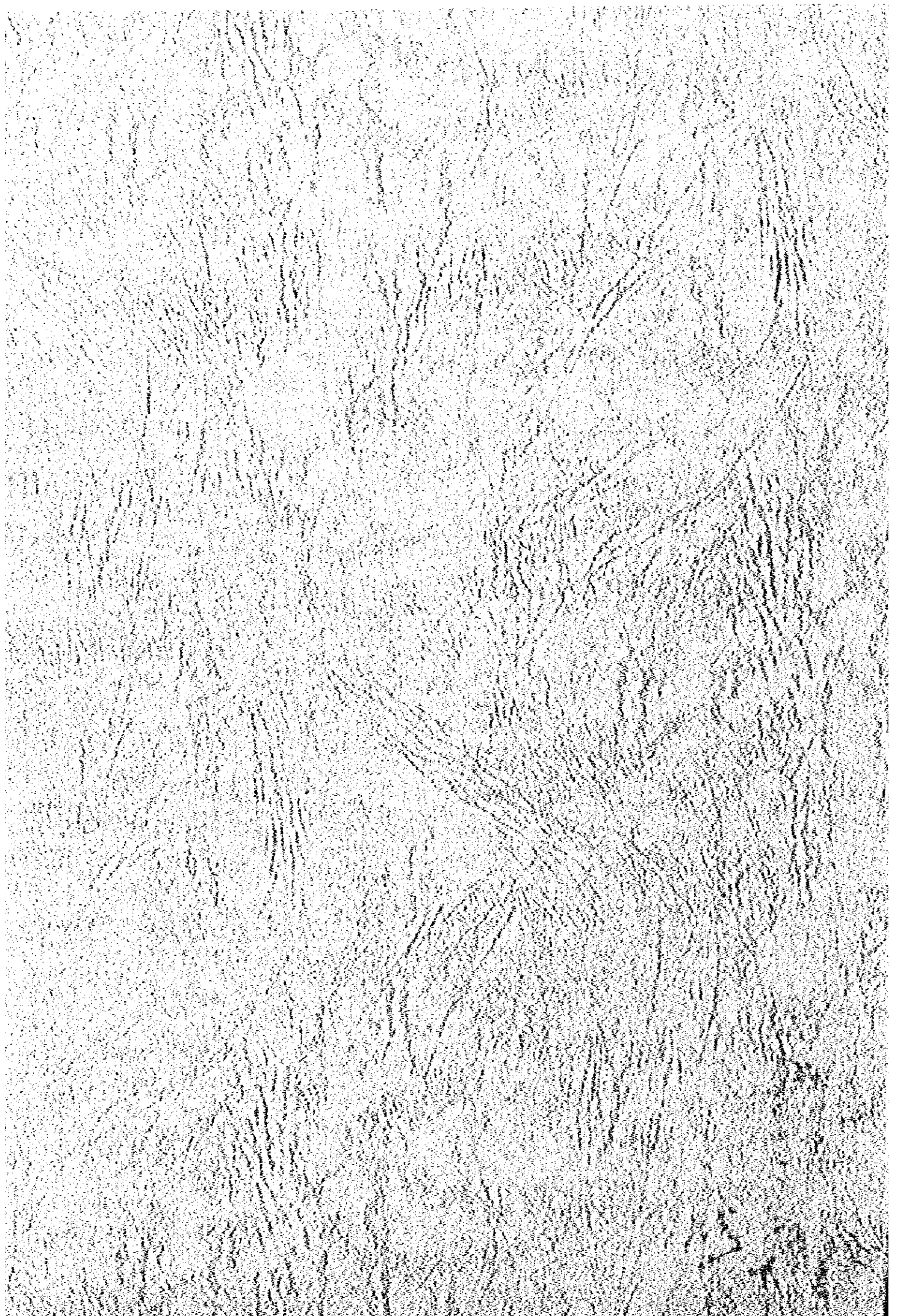


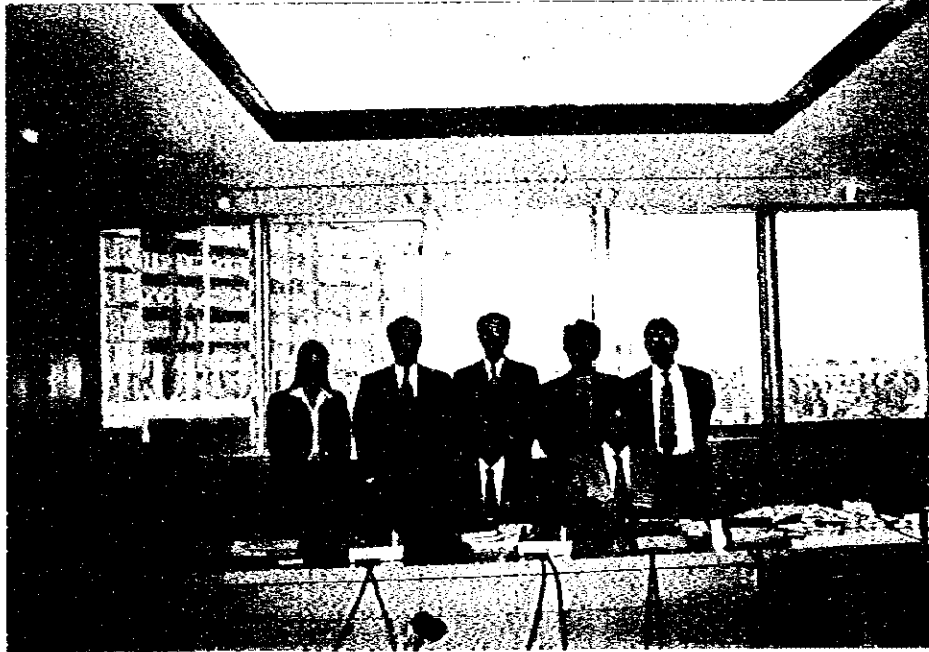
J1158180[8]

国際協力事業団  
八王子国際研修センター

八王セ
J R
99-1

国際協力事業団 八王子国際研修センター 報告書





タイ内国歳入局 サニット次長表敬

(Deputy Director General, Mr. Sanit Rangnoi)

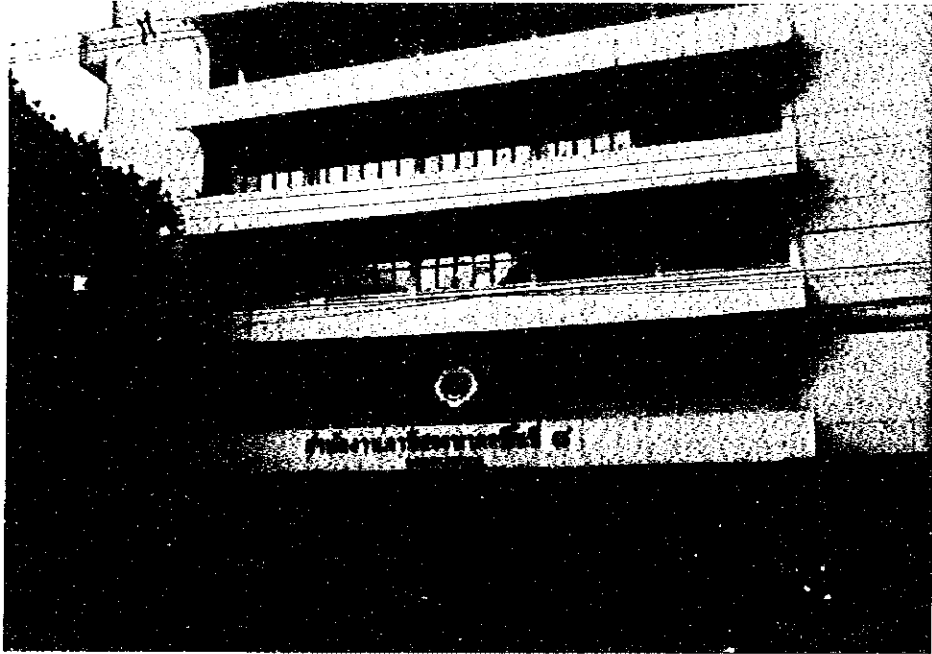


タイ内国歳入局 ソムチャイ次長表敬

(Deputy Director General, Senior Specialist Audit System,  
Mr. Somchai Srisantisuk)



1158180(8)

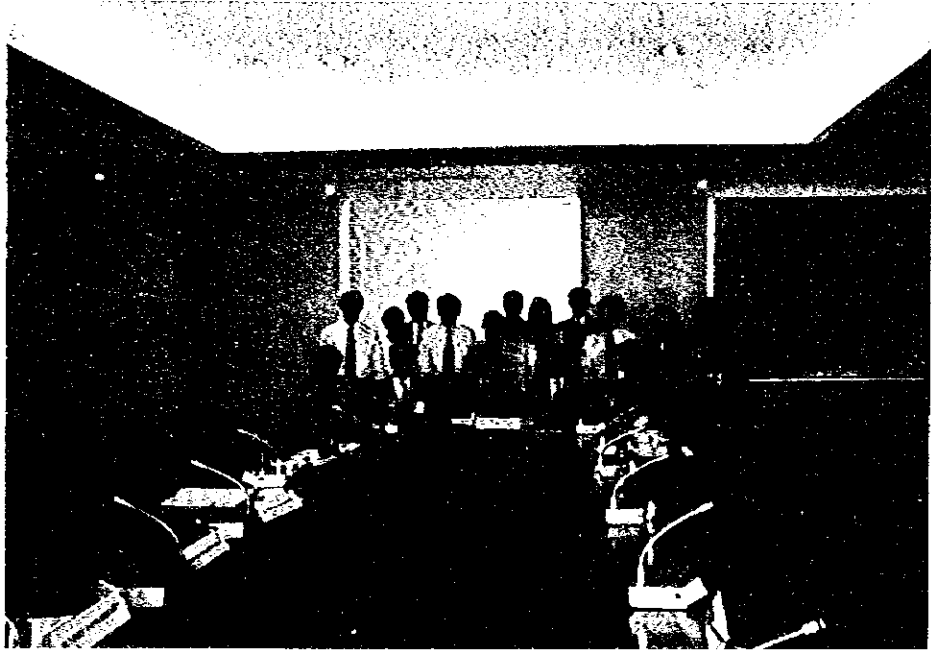


タイ内国歳入局第8 税務署訪問



タイ大蔵省財政局 スパルット局長表敬

( Director General, Mr. Suparut Kawatkol)



帰国研修員を囲んで（タイ歳入局）



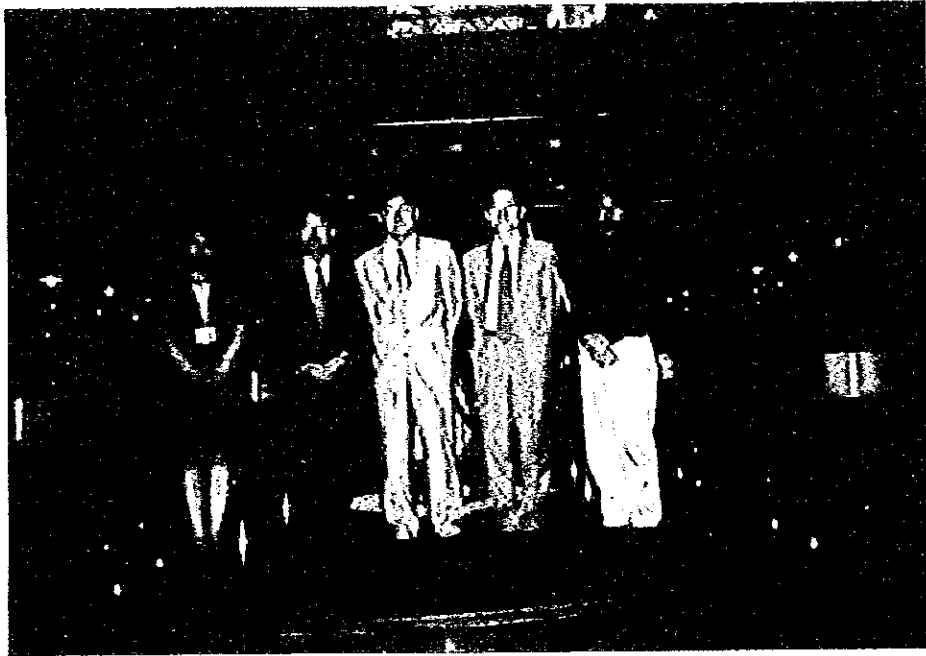
帰国研修員を囲んで（タイ歳入局）



帰国研修員を囲んで（タイ大蔵省財政局）



帰国研修員を囲んで（タイ大蔵省財政局）



中国国家税务总局国际税务司 张 志勇司长 表敬



北京市国家税务局西城区国家税务局 孔 副局长 表敬





北京市国家税务局西城区国家税务局1階ロビー

## 序 文

この報告書は、国際協力事業団による帰国研修員に対するフォローアップ事業の一環として、国税庁、税務大学校で実施する集団研修「国際税務行政セミナー」に参加し帰国した研修員の所属先や関係機関を訪れて、当分野の現状、研修効果の評価、研修に対するニーズ調査、最新情報を提供することを目的に、平成11年6月22日から7月2日までタイと中華人民共和国の二カ国を訪れたフォローアップ調査団の調査結果をまとめたものです。

本報告書が、当該研修分野における二カ国の状況と帰国研修員の活動状況などについて、関係各位のご理解を一層深めていただくための一助となり、さらに研修員受入事業の今後の改善に役立つことができれば幸いです。

なお、調査団の派遣に際しご協力をいただいた、国税庁、税務大学校、並びに現地においてご指導とご協力を頂いた政府関係者、帰国研修員、そのほか関係各位に心より感謝の意を表する次第です。

平成11年10月

国際協力事業団  
八王子国際研修センター

所長 熊谷 晃

## 目 次

I. 調査団の概要	1
1. 派遣の目的	1
2. 団員構成	1
3. 調査日程	1
4. 主な面会者	2
II. フォローアップチーム調査内容	4
1. 技術協力担当機関	4
(1) タイ	4
(2) 中国	5
2. 帰国研修員所属先等における調査	5
(1) 帰国研修員及び所属機関幹部の意見	5
1) タイ上級租税コース	5
2) タイ一般租税コース	6
3) 中国上級租税コース	7
4) 中国一般租税コース	8
(2) 主な訪問機関の意見	9
1) タイ	9
2) 中国	15
(3) 質問表による調査	25
(4) 帰国研修員の現在の所属先・職位など	36
III. 技術指導セミナー実施内容	40
1. 実施状況（日時、場所、参加者数等）	40
2. 実施成果等	42

IV. 各国の租税制度、税務行政の現状 .....	4 3
1. タイ .....	4 3
2. 中国 .....	4 4
V. セミナー改善への提言 .....	4 6
1. 国際税務行政セミナーの概要 .....	4 6
2. セミナー改善への提言 .....	4 7
3. フォローアップ団の感想 .....	4 9
VI. 参考資料 .....	5 0
1. 租税セミナーの変遷 .....	5 0
2. 租税セミナー国別参加人員数 .....	5 3
3. クエスチョネア .....	5 5
4. 現地での収集資料 .....	6 5
(1) タイ税務当局組織図 .....	6 5
(2) 法人税申告書 .....	7 2
(3) 個人所得税申告書 .....	7 3
(4) 納税者番号登録届 .....	7 4
(5) タイ大蔵省ガイド .....	7 5
(6) タイ税制ガイド .....	7 8
(7) 中国税務当局組織図 .....	8 2
(8) 北京市国家税務局税務年報 .....	8 6
(9) 天津市国家税務局涉外税収通信（涉外税収分局） .....	9 4
(10) 涉外税務調査規定（国家税務総局国察税務司） .....	9 7

## 1 調査団の概要

### 1.派遣の目的

国税庁で実施する集団研修コース「国際税務行政セミナー」は、各国の税務職員に日本の税制及び税務行政の現状を紹介し、講義、討議、見学を通じて税制及び税務行政について理解を深め、税務分野の情報及び意見交換を行うことを目的としている。さらに参加研修員は、本コースで取得した知識等を帰国後所属先で伝えたり、活用することにより、自国の税務行政の質的向上に貢献することが期待される。

本調査団は研修員の出身国の内、タイと中国の2ヵ国に下に掲げる目的で派遣された。

- (1) 帰国研修員と所属機関に対して質問表と面談により研修効果の評価測定を行なう。
- (2) 分野における最新情報の提供
- (3) 現状と問題点や展望等の把握

### 2.団員構成

調査団は次の3名をもって構成した。

- |               |  |
|---------------|--|
| (1) 団長 (総括)   | 国税庁税務大学校研究部 教授<br>土屋 雅一                |
| (2) 団員 (技術指導) | 国税庁長官官房国際業務課 企画専門官<br>小寺 寿成            |
| (3) 団員 (研修企画) | 国際協力事業団<br>八王子国際研修センター 研修課課長代理<br>舘 光三 |

### 3.調査日程

調査団は平成11年6月22日から7月2日までの11日間、次頁のと通りの日程でタイと中国の2ヵ国に派遣された。

日 順	月 日	曜	訪問機関、面会者等	調査すべき事項、 収集すべき資料等
1	6月22日	火	東京→バンコック	移動
2	23日	水	大使館、JICA事務所 D-TEC	日程打合せ等
3	24日	木	歳入局 帰国研修員	人材育成計画、研修二一ズ 対象者調査
4	25日	金	大蔵省、帰国研修員 JICA事務所	同 上 調査報告
5	26日	土	資料整理	資料整理
6	27日	日	バンコク→北京	移動
7	28日	月	大使館、JICA事務所	日程打合せ等
8	29日	火	国家税務総局 帰国研修員	人材育成計画、研修二一ズ 対象者調査
9	30日	水	北京市国家税務局 帰国研修員	研修二一ズ、対象者調査
10	7月 1日	木	天津市国家税務局、JICA事務所	現状、研修二一ズ調査 調査報告
11	2日	金	北京→東京	帰国

#### 4. 主な面会者

月 日 (夕 イ)	訪問場所	面 談 者
6月23日	日本大使館 JICA事務所 国税庁派遣長期出張者	小宮二等書記官 坂田所員 石原 茂行

	D-TEC	Mr. Banchong A. Chief, Japan Sub-division External Cooperation Division
		Ms. Supranee L. Chief, Monitoring & Evaluation Sub-division, Planning Division
		Ms. Karuna N. Chief, Training Analysis Sub-division Planning Division
24日	歳入局	Mr. Sanit R. Deputy Director General
		Somchai S. Advisor (前局長)
25日	大蔵省	Mr. Suparut K. Director General Fiscal Policy Office
	JICA事務所	岩口所長
(中 国)		
28日	JICA事務所 日本大使館	堀江所員 田中参事官 松尾一等書記官 首藤三等書記官
	国税庁派遣長期出張者	大鳥博之
29日	国家稅務總局	張司長 Jiang Li 副処長
30日	北京市国家稅務局	孔副局長 楊涉外稅務管理処長
7月 1日	天津市国家稅務局 JICA事務所	高副局長 松澤所長

## II. フォローアップチーム調査内容

### 1. 技術協力担当機関

#### (I) タイ

##### イ. DTECとの意見交換

タイにおける研修取扱い窓口であるDTEC (Department of Technical and Economic Cooperation, Office of the Prime Minister 首相府技術経済協力局) において、日本担当課長 Mr. Banchong 以下3名の担当者と意見交換を行った。

DTEC側は、①この研修はタイ側で評判が良く、歳入局は勿論、歳入局以外の大蔵省の職員にも人気が高い、②DTECは、海外研修についてはまず英語のテストを行い、一定の点数を獲得したものだけを選考対象としている、と述べた。

これに対して、当方は、①日本の研修に対してのDTEC側の熱意と協力に感謝を述べ、②この研修は英語力もある程度必要であるが、税務という高度の専門性のある分野についての研修であるので、少なくとも税務の経験が豊富な者でないと研修効果が上がらないと思われる旨述べた。

なお、タイ側から、研修員選考についての詳細な手続きについて、質問が出されたが、これに対して当方は、JICAが選考の最終決定者であるが、この研修は専門性が高いため、適宜、国税庁と意見交換を行いながら、この高度な研修にふさわしい経験豊かな人材を選考していることを伝えた。

先方の発言内容はつぎのとおり。

1) 毎年1000人の候補者の中から200人程の研修員を送っている。

(集団コースのみについてのことだと理解される。)

2) GI内容にふさわしい機関へGIを配付する。

3) 候補者は、bio-data (セツメイ) に年令、学歴等々を記入する。

4) 毎週金曜日に英語の試験を実施する。50点以上は合格。

5) 複数の候補者の場合に、タイ側は英語試験の成績だけをもとに優先順位をつける。

したがって、日本での選考結果がタイ側の優先順位と異なっても、はっきりした理由があればタイ側に異存はない。

6) 研修の評価は適宜行なっている。研修員の帰国後、所属先を通じて報告書を出さ



せて毎年まとめている。

#### ロ. 評価

以上の意見交換を通して、日本に対するDTECの熱い期待が感じられた。

ただ、国際税務という研修内容なので、どの部署にいても、税務の最低限度の知識及び税務執行の経験を持つ職員であることが望ましく、英語と税務の面からの選抜の併用をすべきであるが、主に税務面に選考のウエイトを置くべきであろう。

税務の知識でセミナーに貢献し、英語力は日本における研修期間中に伸ばすことができる者が望ましい。

### (2) 中国

#### イ. 中国科学技術部との意見交換

科学技術部が海外研修の窓口であるが、今回、先方の都合により意見交換ができなかった。

しかし、実際にセミナー研修員を選考する中国国家税務総局は日本の研修に積極的であり、この国際税務セミナーのみならず国別特設研修でも、日本に多くの中国税務・財政担当の職員を送り込んでいるとのことであった。

さらに今後も、中国税制の発展と執行の充実に伴い、日本における研修に期待するところ大であるという意見が国家税務総局から聞かれた。

#### ロ. 評価

タイ同様、日本に対する熱い期待が感じられた。

但し、セミナーには税務の最低限度の知識と税務執行の経験を持つ職員が参加することが望ましいのはタイと同様である。

従って、選考に当たっては、英語と税務の面から行うべきであるが、より税務面に選考のウエイトを置くべきであろう。

### 2. 帰国研修員所属先等における調査

#### (1) 帰国研修員及び所属機関幹部の意見

##### 1) 上級租税コースタイ国関係者の意見

##### ① 総合評価

・タイ歳入局職員にとって数少ない国外研修であり、合わせて、国際税務の知

識を得ることができ、非常に貴重な研修である。

② 研修期間

・ 適当であるが、一カ月程度長ければもっと良い。

③ 研修で仕事に一番役に立った点

・ 経済政策に税務の知識が活かされた。  
・ 研修の人脈が帰国後に役立った。

④ 最も有益であった研修プログラム

・ 各税務施設への研修視察旅行等が有益であった。  
・ 各国租税制度に関する発表等が有益であった。

⑤ 講義内容

・ インストラクターは非常に親切であり、テキストも良くできていた。  
・ 講師はなめらかな英語で講義して欲しい。

⑥ 研修員のレベル

・ レベルをそろえるべきである。

⑦ 研修での追加科目

・ グローバルトレーディングと金融商品の税務、多国籍企業の移転価格及び電子商取引の税務を追加して欲しい。

⑧ 選考方法

・ まず、語学力、次に研修関連税法の担当者であることが基準となった。

⑨ 選考最終決定権者

・ 大蔵省は、財務局長及び大蔵省次官である。  
・ 歳入局は、局長である。

⑩ 他の参加研修

・ 米国大学院及びマレーシア税務アカデミー研修コース等がある。

2) 一般租税コースタイ国関係者の意見

① 総合評価

・ タイ歳入局職員にとって非常に役に立つ研修であり、日本の税制の知識を得たことに加えて人的なつながりを各国との間に構築したことが良かった。

② 研修期間

- ・国際課税の科目の講義の為に、あと1～2週間位は延長すべきであろう。
- ③ 研修で仕事に一番役に立った点
  - ・業務上、国際取引の科目が役に立っている。
  - ・研修の人脈が帰国後に役に立った。
  - ・日本の研修関連者の仕事振りは、歳入局が研修する際に非常に役に立つ。
- ④ 最も有益であった研修プログラム
  - ・各税務施設への研修視察旅行等、各国の研修員との意見交換、及び国際租税科目が良かった。
- ⑤ 講義内容
  - ・もっとコンピュータの活用をすべきである。
  - ・国際税務、源泉税の科目が良かった。
  - ・講師は英語で講義して欲しい。
- ⑥ 研修員のレベル
  - ・レベルをそろえるべきである。
- ⑦ 研修での追加科目
  - ・多国籍企業への移転価格課税を追加して欲しい。
- ⑧ 選考方法
  - ・まず、英語の試験に受かることが必要である。
- ⑨ 選考最終決定権者
  - ・大蔵省は、財政局長及び大蔵省次官である。
  - ・歳入局は、局長である。
- ⑩ 他の参加研修
  - ・ハーヴァードロースクールの国際課税プログラムがある。

### 3) 上級租税コース中国関係者の意見

- ① 総合評価
  - ・この研修は非常に役に立ち、国家税務総局の研修員は日本側講師のまじめな指導に対して、非常に感謝している。
- ② 研修期間
  - ・適当である。

- ・現状は短かすぎるので期間を2～3ヶ月にすべきだ。
- ③ 研修で仕事に一番役に立った点
  - ・現在コンピュータ化を進めており、コンピュータの知識が役に立っている。
- ④ 最も有益であった研修プログラム
  - ・税務署等の見学及び脱税摘発に力を入れている中国としては査察の制度が役に立った。
- ⑤ 講義内容
  - ・良かった。しかし、幾人かの講師は英語力がもっと必要である。
- ⑥ 研修員のレベル
  - ・特にコメントなし。
- ⑦ 研修での追加科目
  - ・租税紛争解決システム等の科目を追加して欲しい。
- ⑧ 選考方法
  - ・外国税務担当等の実務経験も選考の際考慮された。
- ⑨ 選考最終決定権者
  - ・科学技術部の国際協力課及び所属部局の局長である。
- ⑩ 他の参加研修
  - ・OECDパリVATセミナー及び米国の租税研修がある。

#### 4) 一般租税コース中国関係者の意見

- ① 総合評価
  - ・現在中国の税務組織は改革中であり、日本のISTAX (International Seminar on Taxation 「国際税務行政セミナー」) のような研修は非常に役に立つので、今後も研修員を派遣していきたい。
- ② 研修期間
  - ・短すぎる。
- ③ 研修で仕事に一番役に立った点
  - ・税務調査の方法が現在の仕事に役に立っている。
- ④ 最も有益であった研修プログラム
  - ・様々な経験のある講師からの講義は税の見方に幅をもたせてくれた。

- ⑤ 講義内容
  - ・講義時間があまりにも少ない。
- ⑥ 研修員のレベル
  - ・税の経験者が多く、レベル的にはOKである。
- ⑦ 研修での追加科目
  - ・コンピュータトレーニング等の科目が良い。
- ⑧ 選考方法
  - ・英語と税法の試験で決定される。
- ⑨ 選考最終決定権者
  - ・科学技術委員会である。
- ⑩ 他の参加研修
  - ・特になし。

## (2) 主な訪問機関の意見

### (1) タイ

○1999年6月24日(木) 9:00~9:30

[タイ歳入局次長表敬]

Deputy Director General Mr. Sanit Rangnoi

(フォローアップ・チーム団)

タイの研修員は、I S T A X (International Seminar on Taxation 「国際税務行政セミナー」)においても非常に優秀であり、また、彼らには日本とタイの間の国際課税問題の解決にも尽力していただいている。

従って、I S T A Xの研修は研修員個人と研修員が代表する国にも良い研修効果を与えている。

(サニット次長)

タイの歳入局にとって、このI S T A Xは非常に役に立つ研修であると思っている。歳入局員は税務の仕事をしているため、日本の税制の研修であるI S T A Xは、職員にとって数少ない有効な国外研修である。どうぞ今後とも、歳入局の人間をこのようなすばらしい研修に選んで頂ければ幸いである。

○1999年6月24日(木) 9:00~12:00

[Mr. Somchai Srisantisuk 次長の案内によるコンピュータトレーニングルーム見学]

歳入局コンピュータ担当者から日本の国税庁のコンピュータ教育について質問を受けた。また、国税庁のコンピュータ関連セクションについても質問を受けた。

[帰国研修員面談]

面談に先立ち、土屋税大教授の講演を行った。演題は「日本の税務一般」である。

以下の項目につき説明した。

#### ☆コンピュータ関連

- (1)ADPシステム
- (2)KSKシステム
- (3)広域ネットワーク
- (4)ローカルエリアネットワーク
- (5)納税者情報管理システム
- (6)課税事績検索システム
- (7)個人所得税管理システム
- (8)所得税の納付
- (9)所得税の納付(振替納税)
- (10)所得税還付
- (11)税務調査支援システム
- (12)業務管理情報システム
- (13)セキュリティ

#### ☆日本の税務

- (1)大蔵省と国税庁の組織
- (2)申告納税制度と源泉徴収制度
- (3)実際会計システム
- (4)税理士制度

- (5)小規模税務署の組織
- (6)中規模税務署の組織
- (7)大規模税務署の組織
- (8)主要税目の管理
- (9)国税局の組織
- (10)個人所得税の申告と納税
- (11)税務調査、査察、納税のプロセス
- (12)税務調査のプロセス
- (13)資料情報収集の目的
- (14)調査支援システム
- (15)調査支援シート
- (16)資料情報処理プロセス
- (17)査察のプロセス
- (18)滞納整理プロセス
- (19)税務争訟
- (20)非行
- (21)監察

講演後、土屋教授に、日本の税務調査システム、コンピュータシステムについて、活発な質問があった。

[研修員との面談]

以下。主なやりとりである。

(タイ歳入局租税政策課課長 Mr. Proedpiboon Kaewathit )

私自身は現在国際課税問題に携わっているが、このISTAXの研修は非常に役にたっていると思う。それは、日本の税制の知識を得たということもさることながら、人的つながりを各国の研修員との間に築きあげることができたからである。

ところで、日本の法人税調査官は、法人税のみ調査するのか。

(当 方)

いや、法人税のみでなく、法人税とともに、消費税、個人の源泉所得税をも調査する。

(タイ歳入局租税政策課課長 Mr. Proedpiboon Kaewathit )

3つの税目を同時に調査するのか。

(当 方)

はい。

(タイ歳入局租税政策課課長 Mr. Proedpiboon Kaewathit )

納税者番号を持っているか。

(当 方)

一度納税者番号制度を導入しようとして失敗した。現在は、各税務署において法人毎に法源ナンバーを持っている。また、個人も各税務署において個人ナンバーを持っている。

(当 方)

研修員の皆さんは、このISTAXの研修についてどのように思っているか。現在の職務に役に立っているか。また、何か改善点はないか。

(研修員1)

非常に役に立っている。しかし、シニアコースは2週間と非常に研修期間が短いのので若干長くしていただければ幸いである。3～6ヶ月位の長さでも良いのではないか。

(研修員2)

一般コースは、日本の税制はじめ税法が主体となっている。よって、歳入局の職員のようにできるだけ税務に経験のある職員を選んで欲しい。

(研修員3)

一般コースも上級コースも英語を選考の基準にすべきではなく、ある程度の語学力があれば、税務の経験を重視して選考すべきである。



[ビデオ鑑賞]

研修員との討議後、「消費税の税務調査方法」（英語版ビデオ 税大作成）を全員で鑑賞した。英語であったこと、内容が日本の税務調査であったこと、調査対象税目は消費税であったことが幸いして好評であった。

タイ歳入局では、このような調査技法の研修ノウハウが乏しいこともあり、非常に関心をもって鑑賞していた。

○1999年6月24日（木）14:20～15:00

[タイ内国歳入局第8税務署 (Revenue 8 office) 見学]

Mr. Suthep Phongphithak 第8税務署署長管内概況説明

Ms. Nuannoi Srirungrojana (95年シニアコース研修員第8税務署課長管内概況説明)

(ステップ第8税務署長挨拶及び説明)

第8税務署によろこそ。タイ歳入局本庁を見学されたと思うが、みなさまにとって、第8税務署のような現場の税務署を見学をするのも十分意義のあることと思われる。

簡単に概略を説明すると、管内の個人所得税納税者は、約100,000人以上。法人税納税者は約30,000人以上である。組織は、署長の下に、①総務課、②電子データ課、③法律及び税務執行課、④源泉税及び還付課、⑤第1税務調査課、⑥第2税務調査課、⑦税務調査総括課、⑧査察課、等のセクションがある。現在は、タイの経済状況が悪いので、税収も目標値を下回っている。

事務室出入口に、第8税務署の税収目標と実績を掲示したボードをおいている。来訪者にもわかるようになっている。縦2M×横3Mの大ボードである。

税務署で扱うのは、個人所得税、法人税、VAT等である。この税務署には、約250人の職員がいる。一般職員は、8割が女性である。この女性職員も調査で納税者のところへ臨場する。

法人の調査率は、約10%である。VATの登録者数は、15,000社である。VATについては結構不正還付があり、注意して税務調査を行っているところである。

ところで、私の基本スタンスは、以下の点である。

- ① Good Policy
- ② Good Internal Control
- ③ Good Accounting
- ④ Good Asset Result
- ⑤ Security
- ⑥ Good Associations
- ⑦ Good Amount

いずれにせよ、署内は女性も多く、職員間の融和に努めているところである。また、スタッフトレーニングにも尽力している。

人事異動は、4月、9月の年2回である。

#### [税務調査]

調査のポイントは、①所得、②経費、③資産及び負債、④納税者のコンプライアンスの4つある。調査期間は、事案にもよるが、1件30日程度である。法人税はなんともいえないが、所得税の実地調査捕捉率は60%から80%程度である。個人法人とも、納税者番号すなわちID番号があるので、銀行調査の場合、非常に効率的である。またタイでは、18才以上の国民はすべてIDカード（国民総背番号）を保有することになるので、それも納税者管理に利用している。

また、コンピュータシステムを解明しての税務調査は、我が国ではまだノウハウがなくこれからというところである。

○1999年6月25日（金）9:00～9:15

#### [Fiscal Policy Office（財政局）]

Suparut Kawatkul 局長 表敬

局長表敬を行い、当方は、ISTAXの研修の意義等を説明し、タイの研修員の研修における誠実な態度等について、局長に説明した。

局長からは、I S T A X研修は大蔵省財政局の職員の研修として非常に重要なものとして意義づけている、とのコメントがあった。

○1999年6月25日(金) 9:30 ~11:00

(Fiscal Policy Office (財政局) 内会議室)

・Fiscal Policy Office研修員との懇談会

(融資課課長) Mr. Amphorn Lekuthai

私は、現在、税金とはあまり関係のない仕事をしているが、シニアコースでのI S T A Xの研修は非常に役に立っている。税も大きくみれば財政の一部であると思われる。

(Data and Processing Center) Mr. Jeradach Srikum

私は、一般コースの研修員であった。当時、受けたコンピュータの研修は現在の仕事に大いに役立っている。目下の仕事は、タイ財政局のコンピュータライゼーションを進めることである。

(租税政策課) Ms. Lawan Puwan

私は、シニアコースの研修員であったが、当時の日本の税制を中心とした研修は、現在の仕事に役に立っている。ただ、所得税や法人税のような税目に加えて、関税等についても研修して頂きたい。

(当 方)

I S T A Xの研修は、一般、上級を問わず、日本の税制しかも国税庁で扱う税目が中心となっているので、関税等は研修の対象外である。

今後とも、できるだけ要望に答えるよう努力したい。

(2) 中国

○1999年6月29日(火) 10:00 ~11:30 AM 於 国家税務総局会議室

[国家税務総局 張 志勇 国際税務司司長に対する表敬]

張 司長 J I C Aが行っている様々な研修の提供に感謝する。国家税務総局は、この研修は非常に役に立つと考えている。我が国の研修生は、日本側の講師のまじめな研修指導に対して感じ入っている。

国家税務総局は現在税制及び組織改革を行っており、多数の職員の研修が必要となっている。I S T A Xのような集合研修は、我が国でもその受講する数が急増し、今後も、このような研修への参加は続けていきたい。毎年、10名程度の職員を日本に派遣し研修を行って頂くことも、中国にとって非常に有益である。

また、日本から中国に対し、著名な教授を派遣してもらい研修をして頂こうと考えている。東北地方の長春税務学院も中国全土及び各国から講師を招いており、日本の教授及び定年後の税務職員も長春税務学院で講義をしたことがある。この長春税務学院でも今後も、日本の専門家に講義をしてもらいたい。

中国では、長春税務学院以外に揚州にも揚州税務学院という税務教育センターがある。国家税務総局は、揚州税務学院で今年8月に、多国籍企業、外国企業等に対する税務調査に関する研修を7週間の調査期間で予定している。この研修で、国税庁から日本の多国籍企業に関する税務調査のやり方を教えていただければ幸いである。（実際に、国税庁の専門家に研修をして頂ける期間は未定であるが）この研修は、来年からは、年2回行うつもりである。

中国税務当局の側の外国企業に対する税務調査は欠点が多い。  
従って、このような研修を通じて、日本の税務調査のやり方を勉強したい。

最近、科学技術院からJ I C Aの研修コースに関する情報の提供があった。  
我が国の税務に資する研修コースを選択していきたい。

館 代理 JICAは毎年8,000人の研修員を受け入れている。今回のフォロー・アップ・チームの国家税務総局訪問の目的は、以下の3点である。

- (1) 帰国研修員に、現在の仕事に鑑み研修が役にたったかを聞きたい。
  - (2) 帰国研修員に、今後の研修に関するアイデアを聞きたい。
  - (3) ISTAX研修コースの技術的情報に関する講義を行う。
- この3点である。

ISTAXの一般コースは国際協力事業団八王子国際研修センター（HITC）で行っており、上級コースは国際協力事業団東京国際研修センター（TIC）で行っている。一般、上級合わせても研修効果は上がっていると考えて良いか。

張 司長 おおいに上がっている。  
国家税務総局は、以前は財政部に属していたが、1993年にSATは財政部より、完全に独立した。

ISTAX等のJICA研修は、財政部も受けていたが、もともと税金に係っている研修なのであるから、どちらかという、SATに係っている研修である。このISTAXの研修の評判は、SATの職員に非常に評判が良い。特に国際税務司の職員のISTAXのOBの中には重要な職務についている者もいる。

ISTAX等のJICA研修については、一次選考が英語の試験で決定されると聞いている、ところが、例えば、年上のシニアで参加する者の多いシニアコースの職員はどちらかという英語は得意でない者が殆どである。

このような人々の場合、どちらかという、中国語で講義が聴けるようにしていただければ幸いである。尤も、英語は研修言語としてはスタンダードであることを知っている。

しかし、シニアコースの職員に英語の試験を課すとselection が厳しくなってしまう。特に国家税務総局のシニアの職員に英語の試験を課したら殆どの職員が落ちるのではないか。

土屋教授 対中国向けのJICAの研修は、ISTAXの一般及び上級の2つのコースに加え、もう一つは、横浜国立大学（隔年）、慶應義塾大学（毎年）及び埼玉大学（毎年）で行っている大学院の研修がある。また、国別に数十人を招き研修する国別研修もある。国別研修の今年の3月のテーマは、相続税、資産税であったが、来年のテーマを早めに決めたいと思っている。既に貴国より頂いているテーマは「社会保障税」であるが、このテーマだと我が国の国税庁が扱っていない。消費税とかが良いのではないかと思う。また、税務調査の研修も可能であると思われる。要望を頂ければ考慮しようと思う。

揚州税務学院の国際税務調査専門家招聘については、具体的提案があれば、検討させて頂きたい。ところで、揚州税務学院と天津のOECDセンターの研修との違いは何か？

張 司長 揚州税務学院は、国家税務総局の職員に対し中国の税法を中心とする一般的な研修を行っており、天津センターは、OECD関係者が講師となり、OECD・ガイドラインを中心とした理論的な講義を行っている。

今度の揚州税務学院の講師招聘の理由は、現在の中国に欠けている多国籍企業に対する税務調査のルールを確立するためである。研修期間は全体で約7週間を考えている。研修の言語は日本語、中国語、英語いずれでも良い。

今年の研修は、来る8月1回のみであるが、ぜひ、日本から税務の専門家を招きたい。来年の研修からは年2回を考えているので、今回だめなら、来年からでも良いと思う。ぜひ、検討して欲しい。

土屋教授 了解した。戻ったら、庁内関係課に報告したい。

館 代理 国別特設コースの実施は3年あるいは5年間ということが多い。普通5年たてば技術移転は一通り終わる。現在中国からは、様々な分野における研修希望が寄せられている。この際、今の揚州税務学院も含め、新しい視点から希望を聞かせて欲しい。

小寺専門官 私は1985年のI S T A X（当時はI S T A C）のコースリーダーであり、今回、当時の研修員であるチャン課長代理にお会いできるのを楽しみにしていたが、残念ながら、既に退職してしまっているとのことである。この研修コースは、私にとっても非常に現在の職務に役立っている。

張 司長 相互協議は中日租税条約の解釈等を必要とするが、当方も相互協議に当たっては、租税条約の解釈は重要なものと考えている。そのためにも、国家税務職員の租税条約の研修が、例えばこのJ I C Aの研修等で行うことができれば幸いである。我が国の職員の税務調査、更に、租税条約等の国際税務の知識を高めることができれば、在中日系企業にも資することであると思う。

整理すれば、中国の税務当局のレベルを引き上げるためには、以下の2つの側面が必要である。

(1)制度面の充実

国際税務の進展に対応した制度を作る。

(2)研修の充実

国際税務に携わる職員の資質を引き上げるために、逐次研修を実施する。

いずれにせよ、中日両国の協力を今後とも続けるとともに、J I C Aの研修には、積極的に参加していきたい。

○1999年6月29日（火） 14:00～16:00 AM 於 国家税務総局会議室

土屋教授 I S T A Xの研修生であった皆さんの研修の復習のために、以下の項目の講義を行う。（以下の項目につき説明した）

- (1)申告納税制度及び源泉徴収制度
- (2)大蔵省と国税庁の関係
- (3)大型税務署の組織
- (4)中型税務署の組織
- (5)小型税務署の組織
- (6)主要税の執行体制
- (7)国税局の組織
- (8)所得税の申告納税
- (9)税務調査及び争訟
- (10)税務調査の手順
- (11)会計システム
- (12)調査支援システム
- (13)調査支援シート
- (14)調査、査察、徴収システム
- (15)滞納整理
- (16)資料情報の目的
- (17)資料情報プロセス
- (18)査察のプロセス
- (19)非行
- (20)監察
- (21)税理士制度

以上の土屋教授の講演に対し、以下の質問があった。

王 曉悦 国際税務司

国税庁の国際課税を行う組織について説明して欲しい。

小寺専門官

国際課税は、主に、国税庁調査課で行っているが、国際会議への対応、相互協議など国際関連の仕事は、国税庁国際業務課で行っている。

更に、国際課税の教育研修は、国税庁税務大学校で行っている。



その他の質問としては、

- ・日本の税務署の数
- ・所得税の申告納税者数
- ・争訟件数、等の質問があった。

#### [ I S T A X 研修生との懇談会 ]

引き続き、懇談会に移り以下のやりとりがあった。懇談会参加者は、I S T A X 参加者に限定されず、中国側の配慮により他の J I C A 研修員も参加した。

戴 黎明 (廈門市国家税務局 副局長)

私は、1995年、I S T A X のシニアコースの研修生として参加したが、この I S T A X の研修は非常に役に立った。

日本の税制、税務の組織、税務調査の方法、広報活動、コンピュータ化等、の I S T A X で得られた知識については、今の仕事におおいに活用している。

特に、税収管理、情報管理の点からコンピュータ化は我が国では非常に重要である。

従って、今後は、研修で得られたコンピュータ化の知識をどう活用するかが最大の課題であると個人的には思っている。

劉 鉄英 (国家税務総局国際税務司)

私は、国別研修で日本を訪問したが、その経験は非常に現在の仕事に役にたっている。しかし、期間は非常に短くたった2週間しかなかった。もっと、期間を長くすれば、更に有効な研修ができると思われる。

また、これは、J I C A に対するお願いであるが、この研修は税務の講義が主であるため、中国政府の職員が行くとすれば、財政部でなく、国家税務総局の人間が行くべきであろう。これは、I S T A X も同じである。

総じて、この研修を通じて研修員及びスタッフの間で大きな友情を得られたと思う。

朱 明明 (浙江省国家税務局涉外税収管理処)

私は、1995年のI S T A Xシニア租税研修員であるが、日本の研修は非常に役に立った。更に、外国の税制も教えて頂ければ良かったと思う。

○6月30日 北京市西城区国家税務局 訪問

(孔 副局長 挨拶及び説明)

ようこそ、西城区国家税務局を訪問して頂いた。この6月上旬にも、日本の税務関係者の訪問を受けたところである。

ご存じの通り、中国は94年の税制改革で、税務当局は、国家税務総局の下に、国家税務局と地方税務局に分割された。

(以下、説明のポイント)

1. 北京市国税局には18の区国税局がある。西城区国家税務局もその内の一つで西城区を管轄する国税局である。
2. 18の区国税局には5つの分局がそれぞれある。
3. 北京市国税局の人数は、約7000人である。
4. 今年の税収は、約347.9億円。内国税が214億円。
5. 今年の税収の約63% (135.3億元)  
北京市で徴収された税金の内、直接税は北京で使用され、間接税は一旦中央に集められて、後日還付される。
6. 北京管内納税者は、23万人。
7. 最近、税務調査の仕事が重要になってきている。
8. 個人所得税においては、所得者を納税義務者とし、当該所得の支払者をもって源泉徴収義務者とされる。
9. 外資系企業には、中外合資経営企業(合弁企業)、中外合作経営企業(形態は組合形態に近い)及び外資企業(100%外国資本の独資企業)の三つの企業形態がある。外資企業は北京市国家税務局管内に約6000社ある。

○6月30日 天津市国家税務局訪問

10:00 ~11:00 高 世星 副局長 表敬 於 天津市国家稅務局]

高 世星 副局長

天津市国家稅務局を代表して歓迎する。天津市局の職員は約5000人いる。管内には渉外稅收管理分局等が8つあり、一つの弁公室と合わせて計9つの分局がある。天津市本局には108人の職員がいる。管内は27の区と県の国家稅務局がある。

天津局の仕事は、北京局と同じである。扱い稅目は、消費稅と増値稅、企業所得稅、個人所得稅、營業稅等がある。

納稅者は、管内全体で、14万人。内外国企業は7500ある。

本局としては増値稅が重要である。研修もこの分野の研修が必要と考えている。また、國際稅務關係も局としては重要と考えている。本局には、北京市局同様、渉外稅務管理分局が外国企業、外国投資企業に対する課稅を扱っている。

土屋教授

増値稅は、日本の場合、1988年に導入された。当初稅率は、3%であったが現在5%である。1997年から帳簿方式に加えて請求書方式を導入した。中国と異なり請求書の記載が非常に重要になっている。日本では、この請求書方式を導入するまでは不正還付が多かった。この請求書及びその明細を申告書に添付する。あやしい仕入れについては実地調査する。つまり、総合的に調査して当該仕入が適正か否について検討する。

○12:00 天津市国家稅務局渉外稅收管理分局

秦局長 業務内容説明

こちらでは、外国企業つまり支店及び外国投資企業に対する企業所得稅の納付指導ならびに、個人及び企業に対する増値稅の納付指導を行っている。増値稅の申告は、1日から10日以内である。午前8:30から12:00までが申告時間である。増値稅還付があれば申告から3週間以内に分局の窓口で還付される。

次に、合弁企業等の外国投資企業及び支店等の外国企業については、この分局で調査する。もちろん納税者も課税に問題があると思料すれば、当局に対し異議申立てが可能である。但し法令に従い、税金を納付してから1級上の税務機関に申立てることとなる。上級税務機関の決定に不服があれば、人民法院に提訴できる。

いままで、この異議申立をした企業は殆どない。最近1件あるが、協議の結果、企業が自ら撤回した。

○1999年6月28日(月) 10:50~12:00 AM 於 日本大使館

☆田中参事官表敬

表敬後、以下の質疑応答があった。

(大使館)

タイの要望はどのようなものであったか。

(館代理)

全体として、研修期間が短かすぎ、もっと議論をしたかった、ということであった。また、特にシニアコースに応募する職員は年齢も高く、選考の基準の一つが英語であるため非常に不利となっているということであった。但し、研修員の離職率は低く、研修効果は上がっているということであった。

(大使館)

英語の能力はどうか。

(館代理)

近年、以前より良くなって来ている。

(大使館)

中国では科学技術部が英語の試験を行うが、実際中国の研修員の研修での英語の力はどうか。

(館代理)

他の分野のコースでは極めて低い能力の研修員がたまに見られるが、本コースでは、他の国の研修員に比して、良いほうである。

(大使館)

国家税務総局の局長は、国家税務総局の職員はJICAの研修で非常にお世話になっており、現在見直しの時期であるが、是非、続けて欲しいとのことであった。なお、中国側は現在税制を考えるにあたって、日本の税制を非常に参考としており、関心が高い。

(土屋教授)

昨年の国別研修であるが、テーマは「相続税」であった。本年は聞くところによると、「社会保障税」とのことであるが、これは国税庁では扱っていないので受け入れることはできない。

ところで、タイの経験、また、私の他国での研修講師としての経験からいえば、途上国が関心を持っているのは、次の5点である。

- ① VATすなわち消費税関係
- ② 移転価格と相互協議
- ③ 税務調査
- ④ コンピュータライゼーション
- ⑤ 源泉税課税

### (3) 質問表(クエスチョネア)による調査

#### ○ タイ

##### ア. 上級租税

###### a. 研修で仕事に一番役に立った点は？

- ・具体的な研修項目のおかげで現在幅広く税収増加ひいては長期的経済視点からマクロ・ポリシーを考察できるようになった。
- ・納税道義の向上策に関する知識を得たことが役に立っている。
- ・研修後、他国との情報交換の際、この研修での人脈が役に立った。
- ・経済政策の仕事に税務の知識は役に立っている。
- ・租税制度、税務行政に関するディスカッションを行ったこと。

###### b. 研修知識を他のセクション等に普及させたことがあるか？

- ・日本の税法及び税務組織に関する知識を他の職員にも付与している。

・様々な国の税務組織等の知識を、仕事で他の職員にも付与している。

c. 研修プログラムで一番有益であったことはなにか？

・現場の視察である。

→当該視察で得られた知識が一番良い生きた知識であり、経験ある税務職員の有益なお話を聞くことができたからである。

→研修から得られた経済的な知識も具体的にかつ実地に体感できた。

→ものの見方が広くなった。

→日本人は大変訓練されており、それが日本経済の発展の原因ということがわかったから。

→徴収、税務調査情報、納税相談等に関する施設の見学が大層役に立った。

・各国租税制度等に関するプレゼンテーション及びディスカッション

→自国に適用できると思われたので。

・納税教育と雑誌、テレビ、映画等を使用した広報活動である。特に子供に、納税義務等について教えることは、大変重要なことであると思っている。

→これらの媒体によって、例えば日本では脱税に対する罪が軽くても、日本人は税の役割を理解し、脱税等はしないのであるということを知った。

・また、講義では、「職員に対する研修」が有益であった。日本の職員への良き研修をタイ歳入局も学ばなければならない。

・タイにとっては、VATと査察が一番役に立った講義科目である。

・講師は多くの経験、アイデアを惜しみなく研修員に分け与えてくれた。

d. JICA研修コースの貴局での評価は？また、所属部局は貴方に何かBenefitを与えてくれたか？

・英語で研修し、各国の税務比較もするので、大変良い研修である。

・価値あるものとされており、知識、プライド、自信がついた。

・日本に関する情報を得られたこの研修の意義を上司は評価している。

・財政局にとっても有益であった。というのは、当局職員は日本のような先進国の税制を勉強でき、更に、多くの国とディスカッションでき、現在の租税政策に役に立てているからだ。

e. 貴方はどのように選考されたのか？

- ・試験選考である。
- ・まず。語学力、ポスト、研修に関係のある担当税法を担当していたことが基準となっている。
- ・MOF が選考し、D-TEC に持ち込まれた。
- ・I S T A Xに関係のある職務経験が選考にあたり決め手となった。

f. この研修をどのようにして知ったのか？

- ・歳入局の研修部が教えてくれた。
- ・局内の広報で知った。
- ・地方局の職員が教えてくれた。
- ・大蔵省の広報誌で知った。
- ・D-T E C（タイの研修員選抜機関）からの情報である。

g. 貴方の参加の最終決定権者は誰か？

- ・大蔵省である。
- ・歳入局の局長である。
- ・第一に財務局長、第二に大蔵次官。

h. この研修に応募したとき、何か困った点はなかったか？

- ・何にも困った点はない。全ての関係職員は親切にしてくれた。
- ・カントリーレポートの作成が大変であった。

i. この研修以外に参加した他のコース？

- ・南カリフォルニア大の租税条約コース
- ・IMF コース
- ・国立税務研修センターコース
- ・マレーシア税務アカデミーの一般租税コース
- ・米国等の大学院レベルビジネスコース

- ・独、仏、英等の短期財政研修。
- ・タイのLand Reform Training Institute
- ・ルヴァービジネススクール等の短期研修

j. 研修の期間は？

- ・適切である。
- ・せめて1ヶ月は欲しい。

k. 講義内容は？

- ・講師はもっとなめらかな英語で講義してほしい。
- ・テキスト等は良くできていた。
- ・インストラクターは大変親切であった。授業環境も申し分ない。
- ・ホム先生は良きインストラクターであった。
- ・もっと多くの科目を。
- ・税務官庁の講師は、大学教授等の講師よりもっと役に立つことを教えるべき。  
テキストももっとバラエティに富むべき。
- ・税務以外の官庁からは参加させるべきではない。
- ・進んだ税制を持っている国からの研修員を多く参加させるべき。

l. カリキュラムは？

- ・講義後の研修員同士の議論をより活発にしていただけると更に良かった。
- ・様々な国とのディスカッションが良かった。
- ・もっと、アップデートに。

m. 研修員のレベルは？

- ・そろえるべき。

n. 研修で追加したい科目はあるか？

- ・グローバルトレーディングと金融商品の税務を追加して欲しい。
- ・多国籍企業の移転価格を追加して欲しい。



- ・電子商取引の税務を追加して欲しい。
- ・タックスペアリングを追加して欲しい。
- ・租税教育を追加して欲しい。
- ・セミナーそしてディスカッションを追加して欲しい。
- ・関税改革を追加して欲しい。
- ・Tax Incentive を追加して欲しい。

#### o. その他

- ・特定個別問題を踏まえたグループディスカッション。
- ・税中心の研修だったので、税に関係の無い官庁の研修員達はあまり税関連の研修員からみれば、貢献度が低かった。

#### イ. 一般租税

##### a. 研修で仕事に一番役に立った点は？

- ・OECDの講師の講義は現在の仕事に直結している。
- ・コーディネーター等のISTAX の研修関連者の仕事振りは歳入局が研修する際に非常に役に立つ。
- ・ここで得られた人脈を研修後も維持しており、現在の仕事に役に立っている。
- ・研修後、国際取引に関する講義が役に立った。何故なら、当時、多国籍企業担当であったから。
- ・国際税務の知識、税大のトレーニングシステム、査察、各種申告制度が役に立った。
- ・財政の分野で、税の知識は役に立った。

##### b. 研修知識を他のセクション等に普及させたことがあるか？

- ・研修後、日本の税制システムを、タイの税制改革に活かしている。
- ・ガイドライン作りに研修知識を活かしている。
- ・コンピュータの知識が役に立っている。

##### c. 研修プログラムで一番有益であったことはなにか？

- ・現場の視察である。  
→NTA の現場の勤労文化と雰囲気を目の当たりに見ることができた。

- ・各国の研修員との意見交換である。
  - 各国の研修員の専門知識や国ごとの税制を良く知ることができた。
- ・講義科目では、国際租税関係が良かった。
  - 現在の仕事に直結しており役に立った。
- ・講義科目では、VATや消費税が良かった。
  - タイは日本同様消費税導入後10年しか経ておらず、その意味で、日本の経験が、脱税防止の観点からも役に立った。

d. JICA研修コースの貴局での評価は？また、所属部局は貴方に何かBenefit を与えてくれたか？

- ・今のところ、研修後のフォローは特になく、研修員であった者に対する特別の便益は無いが今後、歳入局としては、研修員の経験は最大限に活用するべきであろう。
- ・この研修に参加したことでのBenefit はない。

e. 貴方はどのように選考されたのか？

- ・歳入局で行われる年1回の英語の試験（筆記及び口述）の成績で選考された。特定の例外を除き、この英語の試験で選考される。
- ・まず、歳入局の選考リストに乗ってから、次にD-TECの試験を受けなければならない。

f. この研修をどのようにして知ったのか？

- ・歳入局の研修部が教えてくれた。
- ・以前受けたことのある友人からの情報。
- ・JICAの文書。

g. 貴方の参加の最終決定権者は誰か？

- ・大蔵省である。
- ・まず、D-TECがタイ候補者2名を選考し、次に、JICA及びNTAは候補を1名に絞ると聞いている。

h. この研修に応募した時、何か困った点はなかったか？

- ・ D-T E Cと歳入局の協力度合いの低さである。このため、出発間際まで、出張準備が進まなかった。
- ・ 選考は各段階で複雑である。(D-T E C、歳入局、財政局、J I C A等)

i. この研修以外に参加した他のコース？

- ・ ハーヴァードロースクールの国際租税プログラム

j. 研修の期間は？

- ・ 延長すべき。
- ・ 関連科目や国際課税の講義のため、あと1～2週間延長すべき。
- ・ 最低5ヶ月必要。

k. 講義内容は？

- ・ H I T Cはもっとコンピュータの施設を充実すべき。研修員ももっとインターネットやEメールを活用すべき。
- ・ 各講師は(O E C Dの講師も含めて)効率良く国際税務を教えてくれた。
- ・ 国際税務、個人経営、源泉税等の科目が良かった。
- ・ 良い。
- ・ 講師は英語で講義して欲しい。
- ・ もっと実践的講義が必要。

l. カリキュラムは？

- ・ 講義後の研修員同士の議論をより活発にしていただけると更に良かった。
- ・ 様々な国とのディスカッションが良かった。
- ・ もっと、アップデートに。
- ・ 講師はディスカッションしたら結論を出して欲しい。

m. 研修員のレベルは？

- ・ そろえるべき。

- ・実務経験5年以上必要である。
- ・限定すべきでない。それぞれのポストを尊重すべき。

n. 研修で追加したい科目はあるか？

- ・コンプライアンスを追加して欲しい。
- ・多国籍企業に対する移転価格課税を追加して欲しい。
- ・国際税務を追加して欲しい。
- ・租税分析を追加して欲しい。
- ・歳入見積もりを追加して欲しい。
- ・財政情報システムを追加して欲しい。
- ・財政セクターにおける税を追加して欲しい。

o. その他

- ・特定個別問題を踏まえたグループディスカッションをして欲しい。
- ・税制のためのソフトウェア・パッケージ・トレーニングをして欲しい。
- ・タイの場合は、選考が幾段階にも分かれ、非常に候補者にとって厳しい。英語で選考することも問題である。というのは、実務に真剣に取り組んでいる人は英語力をつけるのが至難の技だからだ。よって、JICAがタイの候補者全員を選考してくれればありがたい。
- ・2名の研修員を選んで欲しい。

○ 中国

ア. 上級租税

a. 研修で仕事に一番役に立った点は？

- ・コンピュータ関連の知識が、現在の納税者の申告に関するデータ処理等の作成事務役に立っている。
- ・「香港のコンピュータ応用システム」が非常に役に立った。現在、我々も税関連のコンピュータ化を進めている。

b. 研修知識を他のセクション等に普及させたことがあるか？

- ・タックスアンサーシステム、税務広報システム、租税相談等の研修知識を、現在、税務行政改革に活かしている。
- ・上司に研修関係のレポートを提出し、所属しているセクションの職員に研修資料を渡している。
- ・日本の租税徴収システムを我が局で導入した。

c. 研修プログラムで一番有益であったことはなにか？

- ・税務相談所、税務署等の見学
- タックスアンサーシステムや、近代的な申告システムが勉強になった。
- ・講義では、査察の制度が良かった。
- 脱税摘発に力を入れている中国としては、税務警察の設立に関する議論が多くなっていく。国税反則取締法を基に強制調査をする日本のやり方は効率的である。
- ・「香港のコンピュータ応用システム」が非常に役に立った。現在、我々も税関連のコンピュータ化を進めている。

d. JICA研修コースの貴局での評価は？また、所属部局は貴方に何かBenefit を与えてくれたか？

- ・管理者のマネジメント能力を増加させるという意味で、役に立つと考えられている。
- ・個人的にはBenefit はない。
- ・廈門市国家税務局では、大変役に立つと評価している。また、研修後、昇進した。
- ・我が局は、JICAのこの研修を大変役立つものとしている。特に、外国人（法人）に対する租税徴収の仕方を研修で学び、我が局の仕事に応用している。
- ・この研修に関する評価は大変良い。

e. 貴方はどのように選考されたのか？

- ・19年の実務経験、5年の管理者としての経験、パリの1ヶ月の研修が評価された。
- ・試験が行われその後、研修員候補となった。
- ・外国税務部門で外国税務担当であったことも選考に関係している。

f. この研修をどのようにして知ったのか？

- ・ 国家税務総局の国際税務司からの情報である。
- ・ 研修部局からの情報である。
- ・ National Tax Serviceからの情報である。

g. 貴方の参加の最終決定権者は誰か？

- ・ 科学技術委員会の国際協力部である。
- ・ 所属部局の局長である。
- ・ 浙江省である。

h. この研修に応募した時、何か困った点はなかったか？

- ・ 特にない。

i. この研修以外に参加した他のコース？

- ・ OECDのパリVATセミナー、米・アジア協会のモダン租税マネジメント、北京国際トレーニングセンターの移転価格研修
- ・ 韓国OECD多国間税務センター

j. 研修の期間は？

- ・ 特にない。
- ・ 2～3ヶ月がベター

k. 講義内容は？

- ・ 良かった。しかし、税務行政のブリーフィングは不満足。また、議論のとりまとめは経験ある講師が必要。
- ・ 税務調査事案の選定のためのコンピュータの重要性に気がついた。
- ・ 幾人かの講師は英語力の増進が必要である。

l. カリキュラムは？

- ・ コンピュータの実践講義が必要である。

m. 研修員のレベルは？

特になし。

n. 研修で追加したい科目はあるか？

- ・租税紛争解決システム
- ・調査事案選定のメカニズム
- ・税務行政のためのコンピュータシステム
- ・歳入管理のメカニズム
- ・日本の税務署の税務調査等の業務の実践

o. その他

- ・日本の国税徴収法、国犯法、租税特別措置法等の税務関連法規を送って欲しい。

イ. 一般租税

a. 研修で仕事に一番役に立った点は？

- ・税務調査の様々な方法を学習した。それらを一般化して仕事で活用している。
- ・所得税セクションに所属しているので、研修での所得税の知識が役に立った。

b. 研修知識を他のセクション等に普及させたことがあるか？

- ・職場の同僚達に、各国の税システムを伝えている。
- ・研修で得たVATの知識を職場に還元しているところである。

c. 研修プログラムで一番有益であったことはなにか？

- ・いろんな経験を積んだ講師をJICAや国税庁で招いてくれたので、税の見方が広くなり、有益な情報を得ることができた。
- ・講義で租税制度や市場経済システムを勉強したことが役に立った。それらのいくつかは既に中国で導入されている。

d. JICA研修コースの貴局での評価は？また、所属部局は貴方に何かBenefitを与えてくれたか？

・研修後帰国し、研修の知識を活かせる税務調査官になることができた。というのは、上司がこの研修の知識を活かそうとしているからだ。

e. 貴方はどのように選考されたのか？

・英語と税務の試験で選考された。

f. この研修をどのようにして知ったのか？

・研修担当部局からの情報である。

g. 貴方の参加の最終決定権者は誰か？

・科学技術部である。

h. この研修に応募したとき、何か困った点はなかったか？

・応募関係の書類が多すぎる。

i. この研修以外に参加した他のコース？

特になし。

j. 研修の期間は？

・あまりにも短すぎる。

k. 講義内容は？

・テキスト等がすべて使用できるようにはなっていない。講義時間があまりにも少ない。

・講師が我々という時間が少ない。

l. カリキュラムは？

・関係のない科目が入っている。

m. 研修員のレベルは？

・研修員は経験のある者が多く、レベル的にはOKである。



n. 研修で追加したい科目はあるか？

・コンピュータトレーニング

o. その他

・研修員だった者同士の集まりをJICA等が計画していただければ幸いである。

(4) 帰国研修員の現在の所属先・職位など

1) タイ	参加		
氏名	年度	現	職
	コース	( )内、	職務内容
Mr. Anant Sirisaengtaksim	80	Senior Tax Researcher, Regional Revenue Bureau 1	一般 (Planning and controlling on tax administration of part of offices in Bangkok area)
Mr. Yothin Juangbhanich	82,92	Senior Tax Specialist, Processing Standard Bureau	コース (develop the collection system and processing of tax returns, improve or amend rules, regulations or collection process and providing consultation to the Revenue Dept.)
Ms. Pawana Thammasila	84	Chief, the 1st Audit Operation Section, Large Taxpayer Office,	一般 Revenue Dept., Ministry of Finance (guidance and controlling tax auditor in auditing indentified large corporation)
Mr. Pongpanu Svetarundra	85	Senior Expert for Finance, Director International, Economic	Policy Division, Fiscal Policy, Ministry of Finance
Mrs. Amphorn Lekuthai	86	Senior Expert for loans, Fiscal Policy Office	上級 (loan policy and management field: project monitoring for the problem projects and the problem of disbursement of expenditures)
Mrs. Lawan Puwan	89,97	Chief, Investment Promotion Policy Section, Tax Policy	コース Division, Fiscal Policy Office (study and analyse tax measures for both direct and indirect taxes in order to recommend and set the policy for the reduction of tax barrier in the invesment promotion)
Mr. Pichart Gesaruang	90	Director, Bureau of Policy and Tax Planning, Revenue Dept.	上級 (1.bring tax measures to improve tax collection efficiency and extend tax bases 2. attend the double taxation agreement negotiation with other countries 3. prepare strategic plan for organization)
Mr. Sithichai Vacharapintu	92	Legal Officer, the 6th Area Revenue Tax Office	一般 (follow up the tax evasion case by survey, analsis and investigation)
Mr. Jeeradach Srikum	93	Computer Specialist, Data Processing Center, Fiscal Policy	一般 Office (1.check and control a tax base for Fical aspect 2.design and analyse database systems 3.administer and control a Thai consultant database 4. design, advise and control a website)
Mr. Thanachai Pojjananuwat	94	Revenue Officer, Office of Director Genenal, Revenue Dept.	一般 (all the work in the Director Genenal's Office and provide legal advice and tax policy recommendattons to Director Genenal)

- Ms. Wanna Navapokin 94 Chief, Appeal Section II, Appeal Division, ditto  
上級 (assign work, direct, control and instruct officials in the application of laws, guidelines and problems)
- Ms. Nuannoi Srirungrojana 95 District Revenue Chief, Lumlukka District Revenue Office  
上級 (mainly deal with tax collection. other major tasks are tax canvassing; refunding; giving assistance and various tax services to taxpayers)
- Ms. Phensuk Sangasubana 96 Revenue Researcher, Bureau, Policy and Planning, Revenue Dept.  
一般 (1. coordinate between the office of Adviser (Fiscal) to the Finance and Revenue Dept. Ms. Pawana Thammasila 2. study international tax issues and the provisions of the double tax treaty 3. engage in double tax treaty negotiations, the exchange of information and mutual agreement 4. study taxation of financial instruments)
- Ms. Payorn Tongsuriyapong 97 Economist, Tax Policy Division, Fiscal Policy Office  
一般 (1. research and analyse the internal tax structure; personal income tax, corporate income tax 2. design the tax measure with objectives to promote Thailand's trade and investment)

## 2) 中国

- Mr. Dai Liming 戴黎明 98 Deputy Director, Xiamen Municipal Office, State Administration  
上級 of Taxation (アモイ国税局)  
(oversee three divisions: international tax policy and processing division, taxation administration division, and computer information center as an executive administrator; 1. administrative work involving foreign investment tax policy performance and management 2. supervise coordination among collection, administration, examination, information service and executive divisions 3. active in founding computerized administration project, establish Xiamen State Tax Administration Computer System (XTACS) and State Tax Bureau (STB) local network 4. responsible for tax disputes and reconsideration)
- Mr. Song Xi-ching 宋希昌 92 Chief, Norms and Operation Division, Shanghai Customs  
一般 (上海税関業務規範処)  
(draw up rulings of operation and data exchange with taxation authority of VAT drawback on exportation)
- Ms. Li Fei 李飛 96 Tax Auditor, International Taxation Division, Zhengzhou  
一般 Municipal National Tax Bureau (河南省国税局)  
(tax examination and analysis of the problems)
- Mr. Zhu Mingming 朱明明 95 Director, Foreign Taxation Branch, State Taxation Bureau of  
上級 Zhejiang (セツ江省国税局外事処)  
(tax administration on foreign investment enterprises)
- Mr. Yang Hongjian 楊宏建 96 Chief, Legislation Division, Policy Legislation Department, State  
上級 Administration of Taxation (国家稅務總局政策法規司法処)  
(1. draft tax law and regulation 2. important tax cases inquisition)

### III. 技術指導セミナー実施内容

#### 1. 実施状況

##### (1) タイ歳入局での土屋教授講演

###### (イ) 講演内容

- ・日時 : 6月24日(木) 10:00 ~12:00 AM
- ・出席 : フォローアップチーム  
土屋 税大教授  
小寺 国税庁企画専門官  
館 国際協力事業団八王子国際研修センター研修課課長代理  
坂田 国際協力事業団タイ事務所所員
- ・相手方 : タイ歳入局職員約30名
- ・場所 : タイ歳入局会議室
- ・演題 : 土屋教授より、「日本の税務一般」について講演。

###### (ロ) 研修員の感想

- ・本日の講演は日本の税務行政を簡潔に復習できる意味で良かった。
- ・この講演に付随して当時の研修を思い出した。当時の研修で、今も財産となっているのは当時の研修員との人的関係である。
- ・研修そのものについての希望を言えば、①研修期間を長くして欲しい、②英語も重要であるが、税務の研修なので税務職員を中心に選んで欲しいということである。

###### (ハ) その他

- ・日本の法人税調査方法、調査税目、納税者番号等についての一般的質問があった。
- ・質疑応答後、「消費税の税務調査方法」(英語版ビデオ 税大作)を全員で鑑賞した。
- ・日本の調査技法に強い関心があり、好評であった。

##### (2) タイ財政局での土屋教授講演

###### (イ) 講演内容

- ・日時 : 6月25日(金) 10:00 ~12:00 AM
- ・出席 : フォローアップチーム

- ・相手方： タイ財務局職員約7名
- ・場所： タイ財務局会議室

(ロ) 研修員の感想

- ・講演で、日本での研修当時のことを思い出した。日本での研修は、財務局の職員としては直接役立つわけではないが、業務の視野を広げる意味で役に立った。
- ・税務の知識は仕事上かなりのプラスとなっている。
- ・研修では特にコンピュータの知識が役に立った。

(ハ) その他

- ・質疑応答後、「日本の税の歴史」（英語字幕ビデオ 広報課作）を全員で鑑賞した。日本の古代からの税の変遷についてわかりやすく説明しており、研修員にも大変好評であった。

(2)中国国家税务总局での土屋教授講演

(イ) 講演内容

- ・日時： 6月29日(火) 14:00 ~16:00 AM
- ・出席： フォローアップチーム  
堀江 国際協力事業団中国事務所所員
- ・相手方： 中国国家税务总局職員約15名
- ・場所： 中国国家税务总局会議室
- ・演題： 土屋教授より、「日本の税務一般」について講演。

(ロ) 研修員の感想

- ・日本の税務について、簡潔に復習でき良かった。
- ・日本の税制、税務の組織、税務調査の方法、広報活動、コンピュータ研修等の知識が研修で得られたので、大変良い研修であった。
- ・特に、税収管理、情報管理の点からコンピュータ化が中国の関心事なので、その意味で日本の研修は役に立った。  
研修で得られた知識を今後の業務の中でどう活かすかが問題である。
- ・国際畑の職員であるが、この日本の研修によって逆に一般的な税務の知識を得られて非常に感謝している。
- ・研修期間が短いのが問題である。(一般も上級も)

- ・税務に関する研修なので、国家税務総局の職員を中心に選んで欲しい。
- ・一般的な研修も、日本以外の税務についても、研修していただければ幸いである。

(ハ) その他

- ・日本の国際税務体制についての質問があった。
- ・中国はI S T A X研修員が少なく、そのため、上屋教授の講演会には、国別研修等の研修員も多数参加し、それらの研修員にも、講演は大変好評であった。
- ・更に、国際税務司張司長からも更に、代表団と研修等の意見交換も含めて、友好を更に深めるべく、研修員との懇親会とは別に、夕食会を設定して頂いた。
- ・日本の税務署の数、税務争訟の件数、所得税の申告者数、国税庁のコンピュータ業務の内容、職員の研修方法等についての一般的質問があった。

## 2. 実施成果

以上のように、タイ、中国の両当局とも、帰国研修員のみならず、国別研修員（中国）及び他の税務職員も参加して講演会がおこなわれた。

タイ及び中国における講演とも、上屋教授が「日本の税務」について行っており、かつてI S T A Xの研修員であった聴講者はもちろん、I S T A X以外の研修員等も当時の研修の復習、その他の者も、基本的な日本の税制、税務行政に係る知識を得る機会を与えられて好評であった。

質疑応答も活発に行われ、中でも、税務調査、職員の研修、コンピュータ業務に関する質問が多かった。

総じて、研修で日本の効率的な税務行政を学び、今後の組織の業務に活かしていきたいとの熱意が感じられ、更に、自己啓発の大きな動因となったとする研修員が多かった。

## IV. 各国の租税制度、税務行政の現状

### 1. タイ

#### ① 国家の概要

タイ王国は南西アジアで植民地とならなかった唯一の国家である。バンコックが最大都市で800万人超が住んでいる。労働人口の内約60%が農業に従事している。

タイ政府は、1932年に設立された立憲君主国であり、その後さまざまな変化があったが、政策は安定している。

タイ経済は、1997年にいわゆる「タイ・バーツ危機」問題があった。

② 外国人のタイへの事業進出形態は、個人事業、パートナーシップ、株式会社、支店であり、株式会社と支店が多く、共に同様の30%の法人税が課され、また、支店利益と配当金の海外送金に対しては10%の源泉税がかかる。

#### ③ 租税の種類と所轄

##### イ. 大蔵省内国歳入局

個人所得税、法人税、付加価値税、印紙税

##### ロ. 大蔵省関税局

関税

#### ④ 租税一般の特徴

イ. 個人所得税は、5～37%の累進税率、法人税率は原則30%、付加価値税は、10%の税率であるが、内1%は地方税となる。

ロ. 日本は自主納税申告制度であるが、タイは納税者から提出された申告書等に基づいて税務当局が賦課するという賦課課税制度が採用されている。

ハ. 税務調査のカバーする範囲は広く個人所得税、法人税及び付加価値税等すべての国税を調査する。

ニ. 企業誘致による経済発展という側面から投資奨励法が制定されており、税務上種々の優遇制度が高じられている。逆に、外国人企業規制法により、特定の業種における外資比率を最高49%に制限している。

#### ⑤ 問題点

イ. タイは、農業を中心とする第一次産業から次第に第2次産業へとその比重を移行しつつあり、外国との貿易もそれにつれて活発になってきている。そのため、国際

課税の重要性も高まってきている。

ロ. しかし、タイ内国歳入庁には国際課税の専門家はもとより海外取引を理解できる職員も少ないことが、同庁の大きな問題点となっている。

ハ. そのため、I S T A Xで、日本の税務当局の国際税務に対する経験等について知識を得ることは、タイ歳入局にとって非常に役に立っており、さらに、国際的な税務調査の手法に関する有益な情報も求めているところである。

## 2. 中国

### ① 国家の概要

中国の歴史は紀元前1600年頃の殷代から1911年の清王朝の崩壊までの皇帝支配、引き続き、第2次世界大戦後の1949年中華人民共和国が成立、その後1971年に国連に加盟し、現在に至っている。

中国経済は、1998年にいわゆるアジア経済通貨危機また長江の水害問題があった。

### ② 外国人の中国への事業進出形態

外国人投資家が中国側に設備、ノウハウ等を提供し完成品を安く輸入する補助貿易  
外国人投資家が原材料や機械等を購入し、中国で下請加工を行わせる委託加工、三資企業といわれる中外合資経営企業（合弁企業で、外国側と中国側の両投資家が投資をして経営を行うもの）、中外合作経営企業（外国側は資金や技術を提供し、中国側は土地、資源や労働などの現物を提供）、外資企業（100%外国資本の独資企業）、中国における持株会社である傘型企业、その他、支店（銀行等）及び駐在員事務所（証券会社等）等が、中国への事業進出形態である。

③ 1994年の税制改革で、国税、地方税、国・地方の共同税の3種類となった。個人所得税、企業所得税（法人税）は地方税であり、関税、中央直轄国有企業の企業所得税、贅沢品にかかる消費税は、国税であり、増値税は共同税に属する。

④ 企業所得税に関しては、中国企業に対しては中華人民共和国企業所得税法が、外資企業に対しては外国投資企業・外国企業所得税法が適用されているので、現在のところ、中外で統合されていない。

⑤ 徴収機関については、現在国家税務局と地方税務局に分割されている。但し、上海税務局は国家と地方は統合されている。

### ⑥ 問題点



イ. 中国税務当局の関心事項として、まず、増値税がある。1994年に新規に導入され、輸出企業が中国国内で原材料購入時に課せられた増値税は、輸出する際に、全額還付を受けることとなった。

しかし、1995年7月には、国内で生産された製品に対する増値税還付率が減少するなど、現在も増値税に関する問題が発生している。

ロ. 更に、中国では、仕入れの証明のため、専用伝票を発行しているが、不正還付等の問題に対処するため、最近は、日本を初めとする消費税の制度を研究しているところである。

ハ. また、日本等の外国からの進出企業の増大に伴い、国際課税問題に対処するべく国家税務総局は、職員の国際税務研修の必要性を強く感じている。

ニ. 上記の意味からも、I S T A Xで、日本の税務当局の国際税務に対する経験等について、知識を得ることは、国家税務総局にとって非常に役に立っている。

## V. セミナー改善への提言等

### 1. 国際税務行政セミナーの概要

#### (1)国際税務行政セミナー（一般租税コース）の設立と現在までの経緯

国際税務行政セミナー（一般租税コース）は「アジア租税セミナー」としてアジア諸国を対象に1968年度に開設された。

1973年度からは「直接税」と「間接税」の2コースに分割して実施された。

1979年度からは「一般租税セミナー」の名称で実施されることとなり、また、研修期間も6週間から10週間に延長された。

その後、研修内容の見直しが行われ、1990年度からは現在の「国際税務行政セミナー（一般租税コース）」として実施されている。

#### (2)国際税務行政セミナー（上級租税コース）の設立と現在までの経緯

国際税務行政セミナー（上級租税コース）は、各国の税務行政の幹部職員を対象として1974年に開設され、研修はあらかじめ定められたテーマにつき各参加者のプレゼンテーションを中心に実施されている。

1990年度からは一般租税と同様に「国際税務行政セミナー」に変更した。

#### (3)研修内容等

##### イ. 国際税務行政セミナー（一般租税）

講義：日本の税制及び日本の税務行政

特別講義

視察

カントリーレポート発表／討論

グループレポート作成／発表

##### ロ. 国際税務行政セミナー（上級租税コース）

カントリーレポート発表／討論

講義：日本の税制及び税務行政

視察

## 2. セミナー改善への提言

(1) 前回(1993年)の提言は、以下のようなものであった。

- ① 一方通行の講義を避け、適宜質疑応答、討論を組み入れるよう講師に徹底する。また直接英語で講義のできる講師の割合を増やす。
- ② 教材の質的向上を図る。
- ③ 視聴覚教材の計画的な拡充を図る。
- ④ 視察先の重複を避け一ヶ所毎の内容を充実させる。

上記の提言について、その後の改善(主に一般租税セミナー)について、検討してみることとする。

- ① については、研修員の印象として、ディスカッションが大いに役にたち、講義が立体的に理解できたということであった。また、英語で行う講義については、徐々にではあるが、改善されてきていると思われる。
- ② については、若干アップトウデイトな内容にして欲しいという要望があったが、おおむね良好であるというのが、研修員の印象であると思われる。
- ③ については、今回特に研修員からの要望はなかったが、土屋教授の講演後に行ったビデオ鑑賞が大変好評であった。
- ④ については、視察先についての要望はなく、逆に、税務署の現場や日本の文化に触れることができ、非常にためになったという意見が殆どであった。
- ⑤ その他、大半の研修員は、講義時間及び研修期間が短いというコメントをしている。また、研修員は研修後のフォローのためにOB・OGの親睦会等の開催の重要性も指摘している。更に、追加の科目として希望が多かったのは、コンピュータ関連の科目であった。

(2) 以上を踏まえ、以下のように提言する。

- ① ディスカッションを行う活発な講義、すなわち、ディベート・スタイルの講義は、税務の理解度が上昇すると予想されることから、今後検討するべきである。  
ただ、その場合、講師の英語力に頼ることが大きいのが、仮に、通訳を入れたとして

も、適宜質疑応答や討論ができるようなことを工夫すべきであろう。

更に、一般コースが開催されている時は、上級コースも開催されているので、英語のできる上級コースの研修員の中から幾人かを選考し、その研修員の専門税法で一般コースの研修員に有用と思われる内容の研修につき、一般コースの講師に依頼することも講義の活性化という点で良いかもしれない。

- ② その意味で、教材についても、さまざまな内容につき、ケーススタディ方式をとりいれ、討論形式を組み入れた講義ができるようなものを作成したら良いと思われる。
- ③ 今回、フォローアップで気がついたことであるが、我が国の税制等について、ある程度の専門家向けの英語バージョン・ビデオ教材があまりない。

確かに、英語バージョンの税務調査入門編（税大作成）、また、英語字幕入り児童生徒用税のビデオ等（広報課作成）はあるが、アジアの税金専門家達にも役に立つレベルの教材作成が今後肝要であると思われる。

- ④ 各地への視察は、日本の税務及び文化を知ってもらうためにも、是非、続けて欲しい。今後も、事前にヒアリングを十分行い研修員の視察したい場所を厳選することが必要であろう。

特に、各税務施設においては、研修員と職員の懇談会を更に充実すれば、当庁の職員も、I S T A X参加国の税制、税務調査等が知悉でき、双方にとって、大変良い影響があると思われる。

- ⑤ 研修期間等について、一般コースの場合は、現在の期間で限界であろう。問題は前述したとおり講義の充実化であるので、単に期間を延長することに重点を置くよりも研修員の希望する講義が手当てできるかがまず重要であろう。
- ⑥ 研修員のフォロー親睦会等の開催も考慮すべき段階に来ている。現在香港、ブラジル等では同窓会が創設されているが、そのような親睦組織を他の国にも広げて、組織的に人脈のネットワーク化を図ることが必要である。

人脈のネットワーク化は、元研修員においても、自らの業務に資する、共に、税大及び国税庁においても、I S T A X人脈は当該行政上様々なメリットがあると思われるからである。

更に、J I C Aにとっても、研修のフォローを効率的に行う効果的な方法として、このような、人脈のネットワーク化は非常に有効であると思われる。

具体的には、各国毎に組織作り及びその維持発展を行う者として、元研修員を数名

委嘱し、税大等の中にもとりまとめの事務局を設置することが良いかもしれない。

- ⑦ 科目の増設については、コンピュータ関連の科目の増加の希望が多いので、コンピュータ関連税務を整理し、体系的な講義及び実習も将来的に考慮すべきであろう。

### 3. フォローアップ団の感想

(1) 以上のように、I S T A Xは、研修員及び研修参加国から、極めて高い評価を受けている。これも、現在までの、税大、国税庁関係各課の努力の賜物であり、今回のタイ、中国訪問においても、その成果をかなり感じる事ができた。

(2) 我が国ODAの中でも、地味な分野に属すると思われるI S T A Xであるが、発展途上国においては、税収の確保は至上命題であり、参加諸国の税制の基盤の確立、効率的税務行政の運営等、税務面の発展のための問題は山積している中で、この研修の果たす役割は非常に大きいものがある。

(3) 参加国の中には、既に先進国の仲間入りを果たしたと思われるシンガポールなども今でも、I S T A X研修の素晴らしさを再認識し、今後の研修参加を希望している国もあるのは、I S T A X研修に関わる者にはうれしいことである。

(4) ただ、21世紀を来年に迎える我が国は、国民における英語力、コンピュータ部門の社会基盤が決して強いとはいえない。

研修参加国の中には、既に、これらの面において我が国をはるかに凌駕しつつある国もある。

(5) 従って、税務という高度な分野を扱う国税庁の研修としては、加えて、英語を適宜使用し、コンピュータを取り入れたケース別実践ディスカッションというスタイルを各科目に取り入れることが、I S T A Xを諸外国の国際税務研修に決して劣らない特徴のある国際税務研修として各国の模範とするため、ぜひ、必要であると思う。

(6) 最後に、国税庁職員のこの研修への参加は、参加国の研修員と一時期勉学等を共に行き、将来にわたる友人関係を築く観点から大きなメリットがあると思われる。

## VI. 参考資料

### 1. 租税セミナーの変遷

(1) 本セミナーは、開発途上国の税制、税務行政の改善に寄与し、併せて参加国相互間の友好関係の促進を目的として昭和43年度に開設され、48年度には直接税コースと間接税コースに分けて実施された。

更に、昭和49年度にはシニアコースも設けられたが、その後アジア諸国の税務当局の間から、より本格的な税務に対する研修、研究のための機関の設立を望む声が起こり、昭和54年度には従来直接税コースと間接税コースとを統合して一般租税コースとして改組し、シニアコースを上級コースに改称すると共に研修期間の延長、研修内容の充実が行われた。一般コースでは、直接税、間接税といった専門化を避けることにより、より質の高い研修員を受け入れることとした。

一般租税コースは昭和55年度に、上級租税コースは平成3年度にコースリーダー制度を新設した。コースリーダーは、研修員のリーダーとして研修員を統率し、併せ講師の補助や、研修員の研修内容全体についての理解を深める手助けをすることを主な目的としている。

また、研修期間は、一般コースが約3ヶ月間に、上級コースが約1ヶ月間に、それぞれ延長され現在に至っている。

(2) 研修員は、当初アジア諸国からのみ参加していたが、その後、中近東、アフリカ、中南米、オセアニア地域等アジア以外の開発途上国からの受け入れも行われるようになってきている。

その結果、これまでに研修員は66ヶ国から延べ969名が参加している。

また、研修員は、研修終了後、各国の税務当局の重要なポストについており、自国の税制及び税務行政の改善に貢献し、更に我が国との友好関係の増進にも寄与している。

(3) 本セミナーは国際協力事業団（JICA）の委嘱に基づき、国税庁が実施している集団研修であるが、国税庁における研修実施機関は昭和60年度までは企画課、昭和61

年度からは国際業務室、昭和63年度からは税務大学校、平成8年度からは国際業務課が企画を、税務大学校が実施を担当している。

#### (4) 研修内容

##### ①国際税務行政セミナー（一般租税）

本コースの目的は、各国の税務職員に日本の税制及び税務行政の現状を紹介し、講義及び視察を通じて租税及び税務行政についての理解を深め、税務分野での情報及び意見交換を行うことにある。特に直接税を中心にしている。

研修項目は次のとおり。

##### イ. 講義

- ・日本経済、財政、租税政策及び租税法
- ・日本の税務行政
- ・特別講義

税務に関連した様々な分野、特に国際税務行政に関する事項を理解する。

##### ロ. 視察

税務行政機関の組織及び日常業務並びに日本の文化的背景を視察する。

##### ハ. カントリーレポート

カントリーレポートの発表及び討議を通じて、参加各国の税制及び税務行政に関する知識を得る。

##### ニ. 討議及びレポート作成

##### ②国際税務行政セミナー（上級租税）

本コースは、開発途上国の税務行政機関の幹部職員を対象とし、開発途上国の租税制度・税務行政の改善に資すると共に、各国が直面する問題の解決に寄与し、また、国際的視野の涵養を目的とする。

研修項目は次のとおり。

##### イ. 講義

- ・日本経済、財政、租税政策及び租税法
- ・日本の税務行政
- ・特別講義

税務に関連した様々な分野、特に国際税務行政に関する事項を理解する。

ロ. 視察

税務行政機関の組織及び日常業務並びに日本の文化的背景を視察する。

ハ. カントリーレポート

カントリーレポートの発表及び討議を通じて、参加各国の税制及び税務行政に関する知識を得る。

ニ. 討議及びレポート作成





国際税務行政セミナー(上級租税コース)参加人員の国別推移表

国名	回数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	累計	
	年度	49	50	51	52	53	54	55	55	57	58	59	60	61	62	63	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11		
アジア地域(18)																													
※ バングラデシュ		1	1	1	1	1	1	1	1	1			1	1							1	1	1					14	
ブータン																								1				1	
カンボディア		1																										1	
※ 中国																			1				1	1		1	1	5	
※ インド		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	23	
※ インドネシア		1	1	1		1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1		1	1	24	
※ 韓国		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1						1						14	
※ マレーシア		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2		1	1	1	1	1		1	1	24	
モンゴル										1															1	1		2	
ミャンマー					1						1														1		1	5	
ネパール					1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1							1	1	1		15	
※ パキスタン			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1				1	1		1	20	
※ フィリピン		1			1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	20	
※ シンガポール		1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1					1	21	
※ スリランカ		1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1				1	1	1				1	1	1	21	
※ タイ		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	23	
香港															1						1	1	1	1	1	1		7	
※ ヴェトナム																							1	1		1		3	
小計		10	9	11	11	11	9	9	11	12	9	10	8	9	10	9	8	8	7	9	8	9	10	8	10	10	7	243	
中近東地域(7)																													
※ エジプト						1	1	1	1		1					1	1											7	
イラン						1	1																					2	
イラク					1					1	1																	3	
クウェート								1																				1	
レバノン																									1			1	
サウジアラビア											1																	1	
※ トルコ																1											1	2	
パレスチナ																											1	1	
小計		0	0	0	1	2	2	2	2	1	2	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	15	
アフリカ地域(5)																													
リベリア							1	1																				2	
※ 南アフリカ																							1					1	
スワジランド																							1					1	
ケニア																									1			1	
タンザニア									1																			1	
小計		0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	0	0	6	
中南米地域(7)																													
アルゼンチン																1	1	1	1									4	
※ ブラジル					1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	16	
コスタリカ																										1		1	
※ メキシコ																								1				1	
パラグアイ							1	1															1					3	
ペルー									1	1																		2	
ウルグアイ						1																					1	2	
セントルシア																											1	1	
小計		0	0	0	1	1	3	1	2	2	1	0	1	0	0	2	2	2	2	2	1	1	2	2	1	1	0	2	30
オセアニア地域(1)																													
パプアニューギニア															1													1	
小計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
ヨーロッパ地域(2)																													
※ ブルガリア																									1			1	
※ ルーマニア																				1								1	
小計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	2	
合計		10	9	11	13	14	15	13	16	15	12	10	9	10	11	12	11	10	10	10	9	13	12	11	12	11	11	300	
新規参加国		10	1	0	4	2	3	1	2	0	1	0	0	1	2	1	0	0	2	0	0	3	2	2	3	0	2	42	

(注) ※は、租税条約締結国である。

### 3. クエスチヨネアー

#### QUESTIONNAIRE (1)

To Ex-Participants in the Group Training Courses  
of Seminar on Taxation  
at  
Hachioji International Training Centre (HITC),  
Tokyo International Centre (TIC), J I C A,  
National Tax Administration,  
and  
National Tax college

A Follow-up Team will visit you with the purposes to  
(1) see how you are getting along with your work and ask you  
to what extent the courses have had an impact on your duties, and  
(2) learn your problems and needs in this field to seek ways  
to improve the courses and our post-training services,  
Accordingly, we would greatly appreciate your cooperation in answering  
the following questions. Please write in block letters or type.

#### 1. GENERAL QUESTIONS

1-1. Full Name :

Mr./Ms. \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ (also in Chinese characters when applicable)

1-2. Office Name

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ (also in Chinese characters when applicable)

Address:

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

Tel:

\_\_\_\_\_

Fax:

e-mail:

1-3. Year of Participation : \_\_\_\_\_

Course Title:

1-4. Employment Record after Completion of the Group Training in Japan

Duration	Position	Organization(Division,Department etc)

1-5. Please draw a structure chart of your present organization, indicating the position you hold.

( If available, please attach an organization chart indicating number of personnel in each section, division and department. )

Organization Chart

1-6. Please briefly describe your duties in the present post.

-----  
-----  
-----  
-----

1-7. Please outline any advice that you need relevant to the field of Taxation.

-----  
-----  
-----  
-----

1-8. If you are facing any technical problems and difficulties at present, please describe them.

-----  
-----  
-----  
-----  
-----

2. QUESTIONS ON THE GROUP TRAINING IN JAPAN

2-1. Please describe the cases, if any, in which your experience in the training has been particularly useful for your work.

-----  
-----  
-----  
-----

2-2. Have you had any opportunity to disseminate information you acquired in the training? If yes, please describe it.

-----  
-----  
-----  
-----

2-3. What do you think was the most useful aspect of the training in which you participated ?

Choose one among the following items and give subjects and reason.

(1)Types

- (            ) lecturers
- (            ) presentation and discussion
- (            ) observation visits and trips
- (            ) others ( if any, please specify )

-----  
-----  
-----  
-----  
-----  
-----

(2)Agendas

- (            ) Self-assessment System
- (            ) Withholding Tax System
- (            ) Individual Income Tax
- (            ) Corporation Income Tax
- (            ) Property Taxes
- (            ) Consumption Tax (VAT)
- (            ) Criminal Investigation
- (            ) Tax Examination
- (            ) Collection of National Taxes Delinquency Disposition
- (            ) Personnel Management
- (            ) ADP (Computerization)
- (            ) Training for Tax Officials
- (            ) International Taxation
- (            ) Public Relations
- (            ) Tax Consultation

-----  
-----  
-----  
-----  
-----  
-----

2-4. How is your JICA training in Japan appraised in your organization?  
Please state if you have received benefits from your organizations.

-----  
-----  
-----  
-----

2-5. Please explain the procedure of your application for the training.  
2-5-1. How were you selected in your department ?

-----  
-----  
-----

2-5-2. How did you come to know about the training?

-----  
-----  
-----

2-5-3. Who authorized your participation in the training ?

-----  
-----  
-----

2-5-4. Did you find any difficulties in your application procedure ?  
If any, please comment.

-----  
-----  
-----

2-6. Have you attended any other training course in your country or abroad ?

If yes, please list here.

Duration of The Course	Institutes / Place	Theme

### 3. IMPROVEMENT OF THE GROUP TRAINING IN JAPAN

3-1. Do you have any proposal and / or suggestion on the following items for the future improvement of the training?

#### 3-1-1. Duration

-----  
-----

#### 3-1-2. Lecture ( Lecturer, Textbooks and Reference material )

-----  
-----  
-----

#### 3-1-3. Discussion ( Instructor, Facilities, Equipment and Materials )

-----  
-----  
-----

#### 3-1-4. Curriculum

-----  
-----  
-----



3-1-5. Level of Participants ( post, age, experience, etc. )

-----  
-----  
-----

3-1-6. If any subjects were to be added to the training,  
what should they be ?

-----  
-----  
-----  
-----

3-1-7. Others ( If any )

-----  
-----  
-----

#### 4. POST-TRAINING SERVICES FOR EX-PARTICIPANTS

4-1. Do you have any opinion or request for the following services  
being conducted by JICA?

- The dispatch of a follow-up team for existing technical needs.
- Technical information and literature.
- A magazine "KENSUIN" to be sent to post participants for five years.
- Assistance in organizing and operating a JICA Alumni Association.

-----  
-----  
-----  
-----  
-----  
-----  
-----

4-2. Are you in contact with any Japanese organization or individuals as a source of current technical information?  
If so, is the contact official or personal?

-----  
-----  
-----  
-----

4-3. How many tax officials who are suitable candidates for this seminar are there in your organization?

-----  
-----  
-----  
-----

4-4. Other comments ( If any )

-----  
-----  
-----  
-----  
-----  
-----

Thank you for your cooperation

QUESTIONNAIRE (2)  
(to be completed by the Office of ex-participants)

One of the purposes of this follow-up team is to collect data and information to improve the training courses in the future.

So, it would be much appreciated if your office would kindly complete this questionnaire, concerning the training courses of Seminar on Taxation conducted in Japan.

1. Questions about your institution

(1) Type of your institution ( Please tick one )

- a) Government(    )
- b) Semi-govt (    )
- c) Private   (    )
- d) Other     (    )

(2) Office

Name:

Address:

Tel:

FAX:

e-mail:

2. Outline of institution

a) Name and Address of Head Office:

b) Year of Establishment:

c) Number of Employees:

3. How do you get information on Seminar on Taxation?

4. What are the criteria for selecting candidate(s) for this course ?

5. What kind of report is required by your office, after completion of the training in Japan ?

6. How does your office evaluate the seminar? (Please tick one )  
Very beneficial (     )  
Fairly beneficial (     )  
Not so beneficial (     )

7. Do you think the participation in the Seminar has brought any benefits to your institution?

If the answer is affirmative, please state the benefits.

8. Did participants get any specific privileges (salary raise, promotion etc.) after returning from Japan?

9. Please add your comments / suggestions for the improvement of the seminar in the future.

10. What subject do you want to focus on mainly?

11. What problem is your country facing in this field?

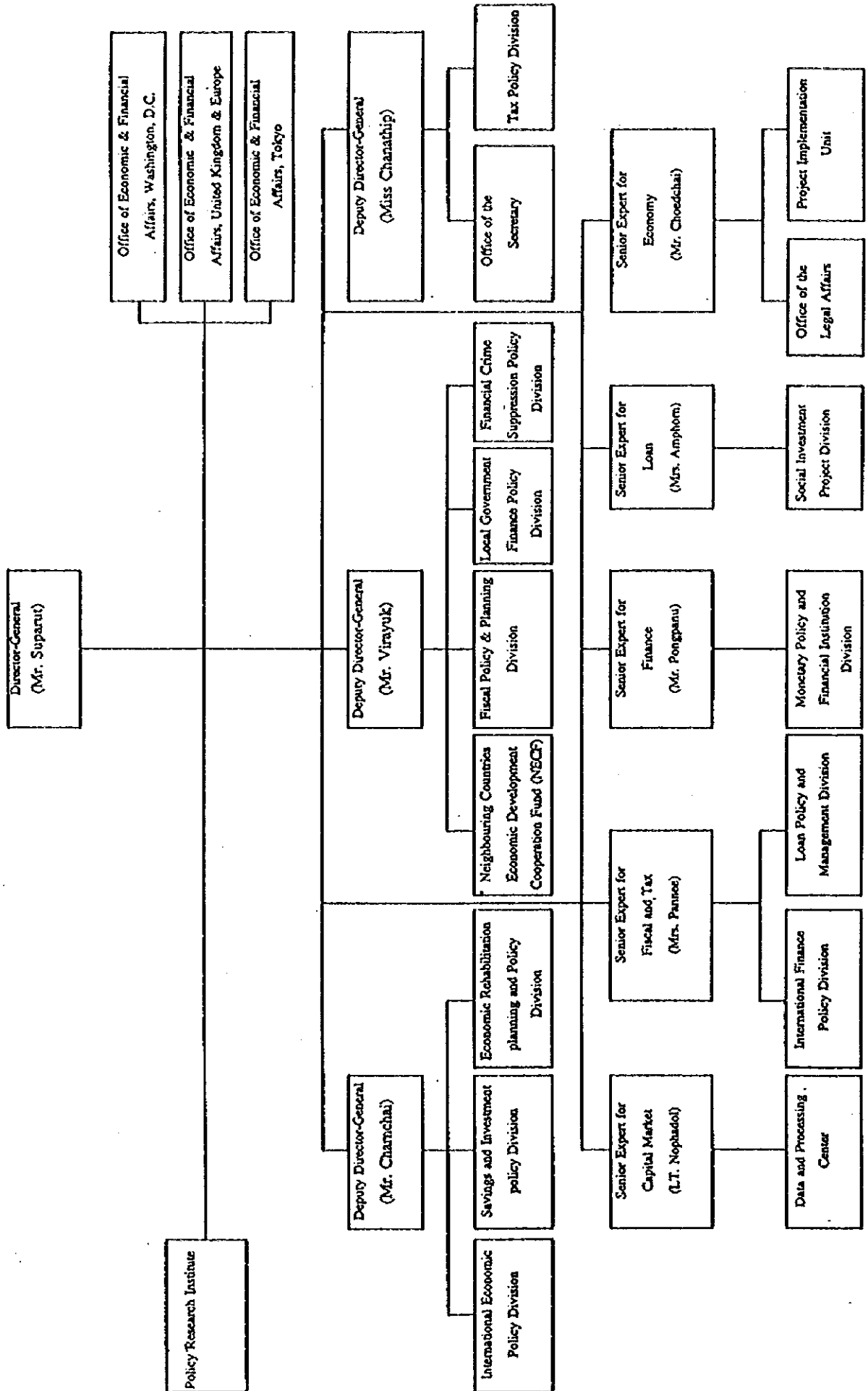
12. Do you receive any foreign aid (technical, financial, etc.)?  
If yes, please describe what it is.

Thank you for your kind cooperation



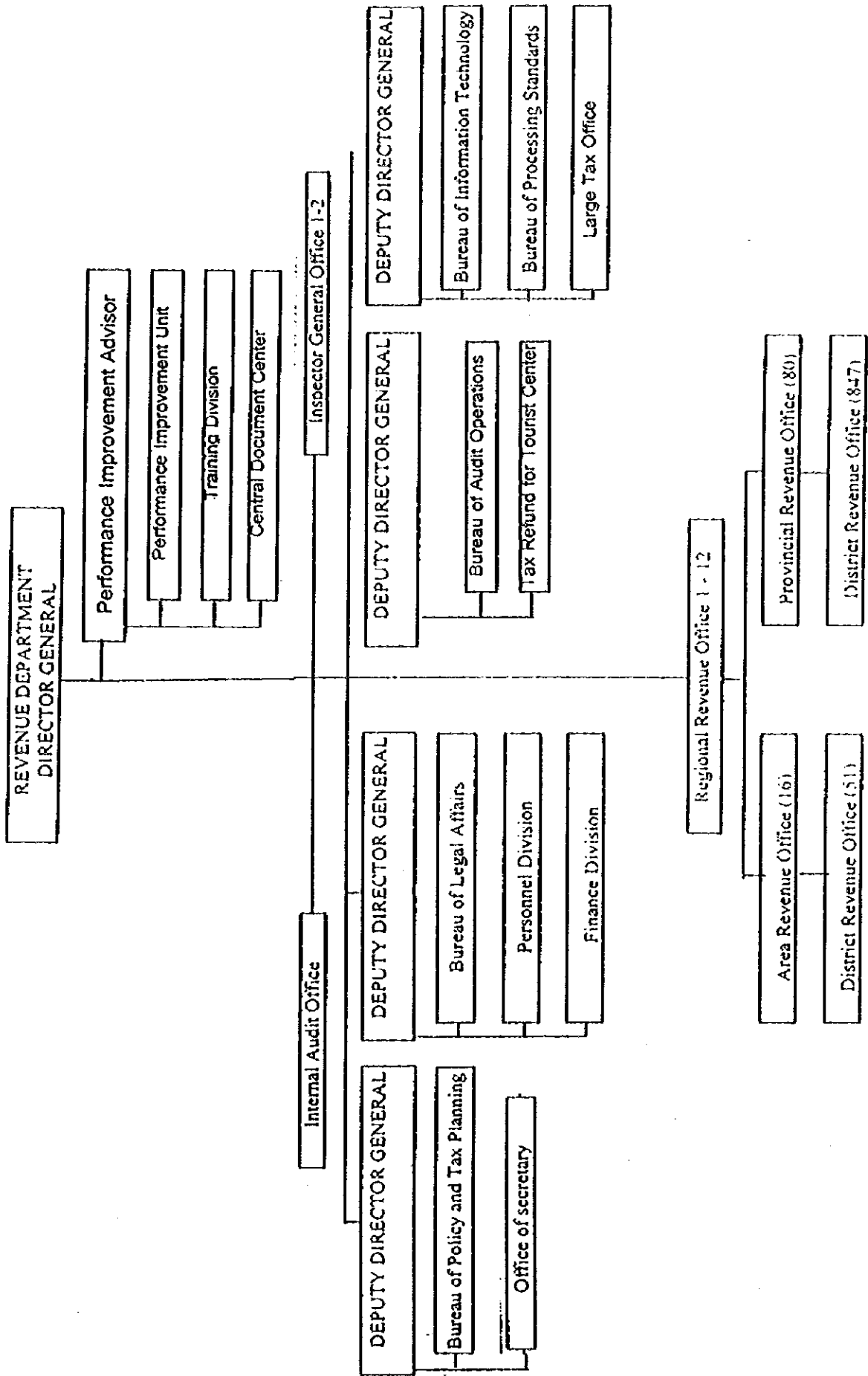
タイ 財政局組織図

FISCAL POLICY OFFICE



タイ 歳入局組織図

Organization chart of the Revenue Department







Organization chart of Training Division

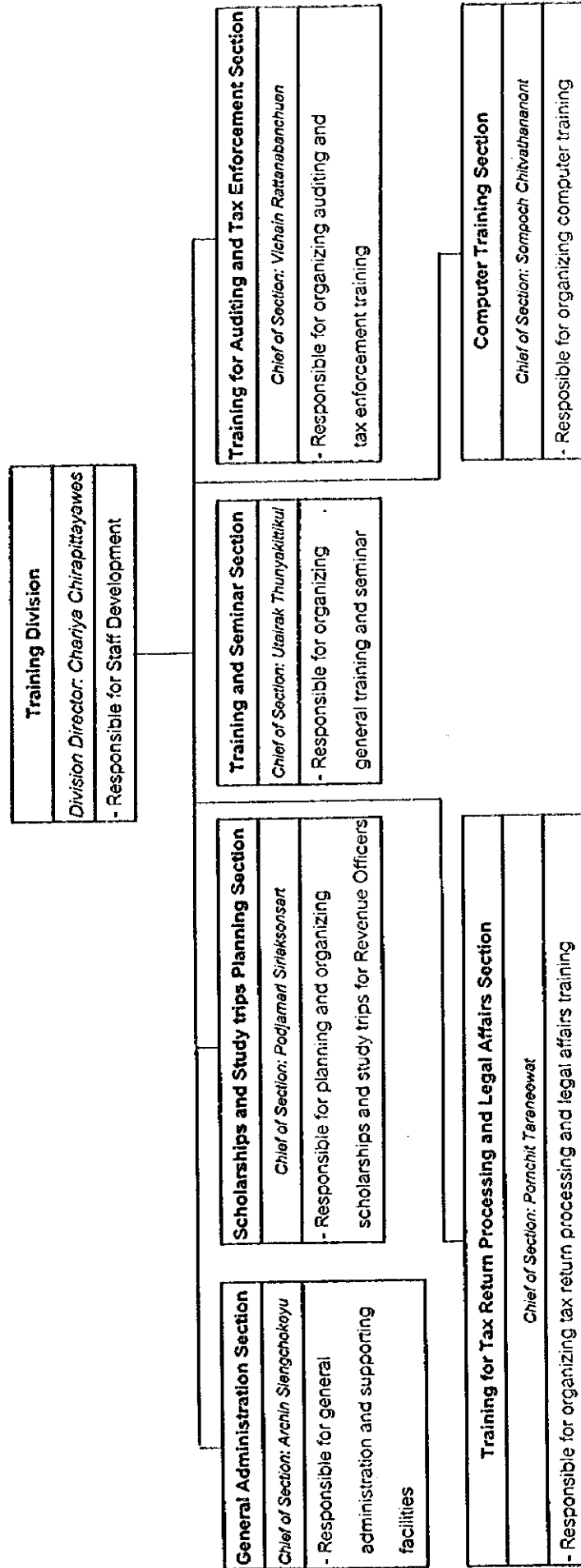
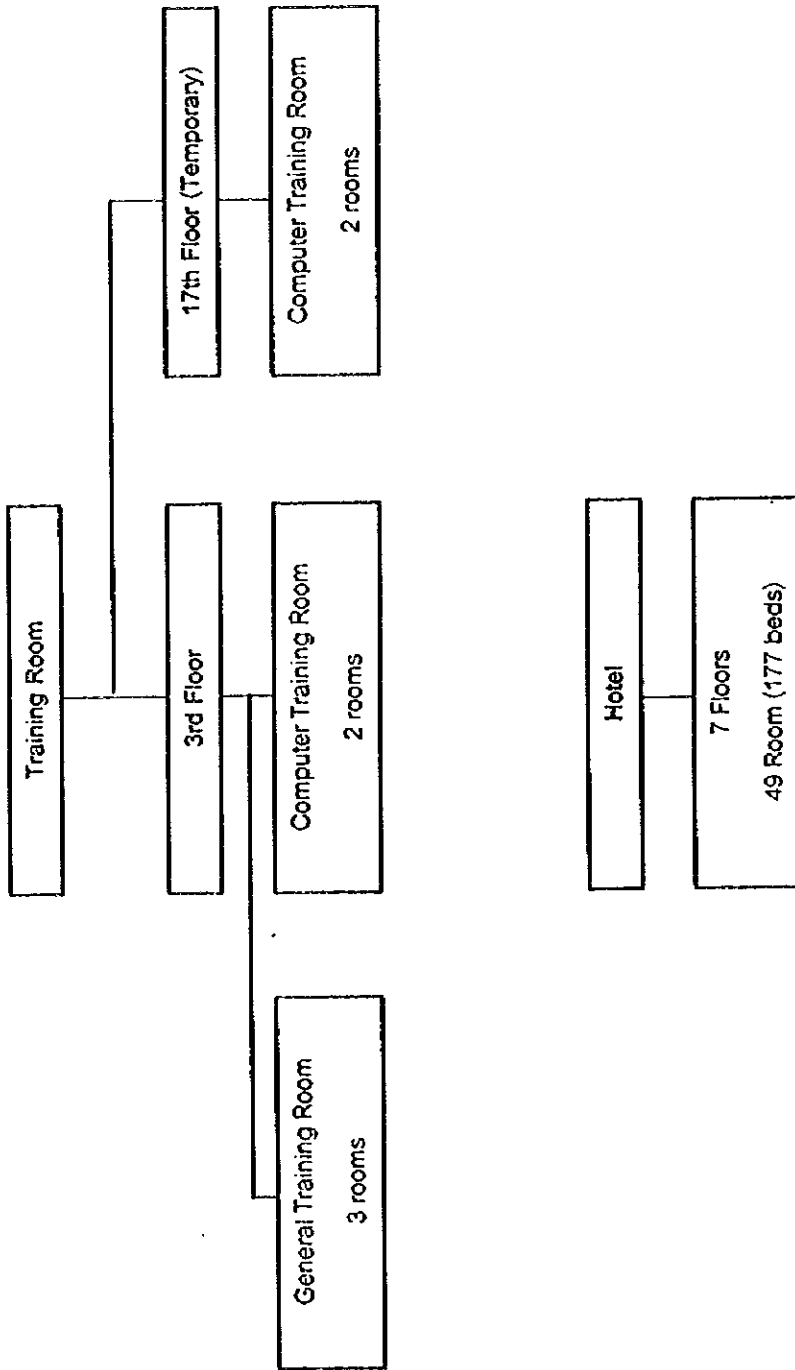
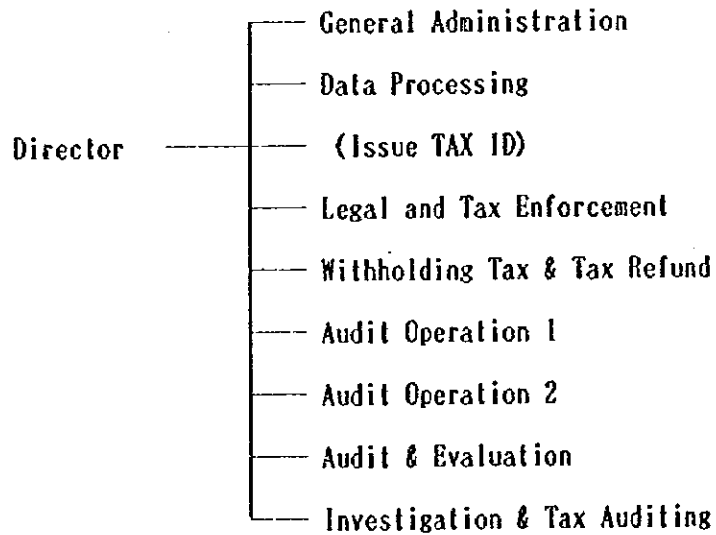
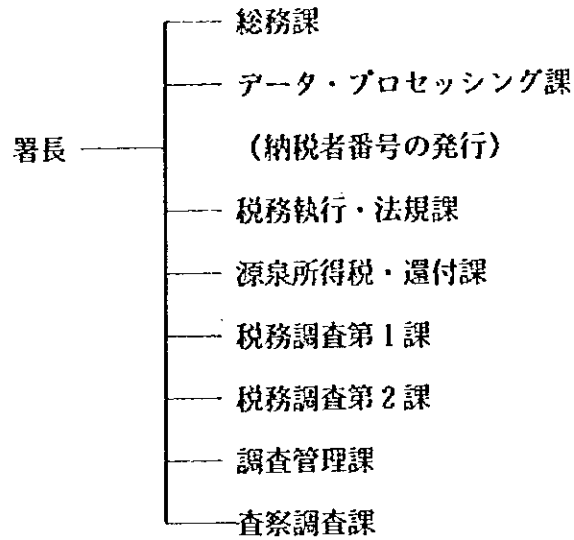



Chart 3 : Training Room and Hotel



# タイ第 8 税務署組織図




4 - (2) 法人税申告書

 <b>แบบแสดงรายการภาษีเงินได้</b> <b>บริษัทหรือห้างหุ้นส่วนนิติบุคคล ภ.ง.ด.50</b> ตามมาตรา 68 และมาตรา 69 แห่งประมวลรัษฎากร		2 <b>法人税申告書</b>
3	เลขประจำตัวผู้เสียภาษีอากร	2 12 12
4-5	ชื่อบริษัทหรือห้างหุ้นส่วนนิติบุคคล :	12 12 12
6-7	ที่ตั้งสำนักงาน : เลขที่ ..... ลรอก/ซอย	<input type="checkbox"/> (1) อื่น <input type="checkbox"/> (2) อื่น <input type="checkbox"/> (3) ซ้ำระดำนหน้า 12
8-10	หมู่ที่ ..... ถนน ..... ตำบล/แขวง	12 12 12
11	อำเภอ/เขต ..... จังหวัด	12 12 12
11	โทรศัพท์	12 12 12
สำหรับใบเสร็จรับเงินที่ออกโดยทางเขียน เลขที่ ..... เลขที่ ..... จำนวนเงิน ..... บาท ล.ร. .... ผู้รับเงิน ..... วันที่ .....		สำหรับใบเสร็จรับเงินที่ออกด้วยเครื่องออกใบเสร็จรับเงิน
จดทะเบียนนิติบุคคลเมื่อวันที่ ..... เดือน ..... พ.ศ. .... จังหวัด .....		13 13 13
<input type="checkbox"/> (1) บริษัทหรือห้างฯ ที่ตั้งในราชอาณาจักร <input type="checkbox"/> (2) บริษัทหรือห้างฯ ที่ตั้งในต่างประเทศ <input type="checkbox"/> (3) นิติบุคคลที่ตั้งขึ้นตามกฎหมายของต่างประเทศ <input type="checkbox"/> (4) บริษัทจดทะเบียนตามกฎหมายของต่างประเทศ <input type="checkbox"/> (5) บริษัทหรือห้างฯ ที่ตั้งในต่างประเทศ <input type="checkbox"/> (6) บริษัทหรือห้างฯ ที่ตั้งในต่างประเทศ <input type="checkbox"/> (7) บริษัทหรือห้างฯ ที่ตั้งในต่างประเทศ		14 14 14
15 15 15		
16 16 16		
17 17 17		
18 18 18		
19 19 19		
20 20 20		
21 21 21		
22 22 22		
23 23 23		
24 24 24		
25 25 25		



4 - (4) 納稅者番号登録届

 <p><b>คำร้องขอมี/คืนเลขและบัตรประจำตัวผู้เสียภาษีอากร</b>  <b>APPLICATION FOR/RETURN OF TAXPAYER IDENTIFICATION NUMBER AND CARD</b>  <small>(ตาม 11.1 แห่งประมวลกฎหมายวิธีพิจารณาความอาญาประจำตัวผู้เสียภาษีอากร พ.ศ. 2501)</small></p>	<p><b>สำหรับเจ้าหน้าที่กรงาน For official use</b></p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>หน่วยออกบัตร.....</td> <td>เลขที่.....</td> </tr> <tr> <td>จังหวัด.....</td> <td>วันที่.....</td> </tr> <tr> <td>เลขประจำตัวผู้เสียภาษีอากร.....</td> <td>ชื่อผู้รับ.....</td> </tr> <tr> <td>วันที่ออกบัตร.....</td> <td></td> </tr> </table>	หน่วยออกบัตร.....	เลขที่.....	จังหวัด.....	วันที่.....	เลขประจำตัวผู้เสียภาษีอากร.....	ชื่อผู้รับ.....	วันที่ออกบัตร.....	
หน่วยออกบัตร.....	เลขที่.....								
จังหวัด.....	วันที่.....								
เลขประจำตัวผู้เสียภาษีอากร.....	ชื่อผู้รับ.....								
วันที่ออกบัตร.....									
<p><b>ล.ป.10</b> <b>Lor.Por.10</b></p>									
<p><b>1. ชื่อผู้เสียภาษีอากร</b>                  (ระบุให้ชัดเจนว่าเป็น นาย, นาง, นางสาว, บช หรือชื่อคณะบุคคล นิติบุคคล หรือผู้มีหน้าที่จ่ายเงินได้)                  Name of taxpayer (Please state correctly : Mr., Mrs., Miss, Military rank or Body of persons, Juristic person or Payer of income,)</p> <p>ประเภท <input type="checkbox"/> บุคคลธรรมดา <input type="checkbox"/> คณะบุคคล <input type="checkbox"/> นิติบุคคล <input type="checkbox"/> ผู้มีหน้าที่จ่ายเงินได้                  Type of taxpayer : Ordinary person Body of persons Juristic person Payer of income</p> <p><b>สำหรับบุคคลธรรมดา</b>                  Ordinary person (In the case of ordinary person, please fill in this part)                  เกิดวันที่.....เดือน.....พ.ศ..... บัตรประชาชน/บัตรข้าราชการเลขที่.....                  Date of birth Month B.E./A.D. Identification card/Allen certificate no.                  ออกให้ ณ..... บัตรหมดอายุ..... อาชีพ.....                  Issued at Date of expiry Occupation                  คู่สมรสชื่อ..... (เลขประจำตัวผู้เสียภาษีอากร (ของคู่สมรส).....)                  Name of spouse Taxpayer identification no. of spouse</p> <p><b>สำหรับนิติบุคคล</b>                  Juristic person (In the case of juristic person, please fill in this part)                  จดทะเบียนนิติบุคคลเมื่อวันที่.....เดือน.....พ.ศ..... ทะเบียนเลขที่.....                  Date of incorporation Month B.E./A.D. Corporate registration no.                  ณ จังหวัด.....ประเทศ.....                  Place of Incorporation City/Province Country                  ที่อยู่/ที่ตั้งสำนักงานใหญ่ เลขที่.....ตรอก/ซอย.....หมู่ที่.....ถนน.....                  Home/Headquarters address : No. Lane/Soi Moo no. Street                  ตำบล/แขวง.....อำเภอ/เขต.....จังหวัด.....รหัสไปรษณีย์.....                  Sub-district District City/Province Postal area code                  โทร.....                  Tel. no.                  สถานที่ทำงาน ชื่อ.....เลขที่.....ตรอก/ซอย.....หมู่ที่.....                  Office address : Name No. Lane/Soi Moo no.                  ถนน.....ตำบล/แขวง.....อำเภอ/เขต.....                  Street Sub-district District                  จังหวัด.....รหัสไปรษณีย์.....โทร.....                  City/Province Postal area code Tel. no.</p>									
<p><b>2. ยื่นคำร้องต่อ</b>                  Submitted to : <input type="checkbox"/> อธิบดีกรมสรรพากร <input type="checkbox"/> สรรพากรเขตพื้นที่.....                  Director-General Area revenue chief  <input type="checkbox"/> สรรพากรจังหวัด <input type="checkbox"/> สรรพากรอำเภอ.....                  Province revenue chief District revenue chief</p>									
<p><b>3. เพื่อ</b> 3.1 ขอนี้เลขและบัตรประจำตัวผู้เสียภาษีอากร เนื่องจาก                  For the purpose of applying for taxpayer identification number and card, please fill in this part</p> <p><input type="checkbox"/> ไม่เคยมีบัตรมาก่อน <input type="checkbox"/> บัตรเก่าชำรุดเสียหายหรือสูญหาย                  Never applied for a number or card before Current card is damaged or lost  <input type="checkbox"/> เปลี่ยน (ชื่อ, ชื่อสกุล, ชื่อคณะบุคคล, ชื่อนิติบุคคล, ชื่อผู้มีหน้าที่จ่ายเงินได้)                  Change of name (Name, Family name, Name of body of persons, Name of juristic person, Name of payer of income)                  (ชื่อเดิม.....)                  Previous name  <input type="checkbox"/> ย้ายที่อยู่ หรือสถานที่ทำงาน หรือที่ตั้งสำนักงานใหญ่ <input type="checkbox"/> ความกิจการเข้ากันของนิติบุคคล                  Change of home or office or headquarters address Merging of juristic persons  <input type="checkbox"/> อื่น ๆ (ระบุ).....                  Others (please indicate)</p>									

納稅者番号登録届



**Ministry  
of  
Finance  
in  
Brief**

# สารบัญ

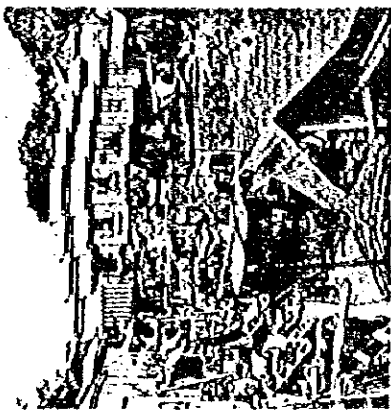
# CONTENTS

3	สำนักงานเลขาธิการรัฐมนตรี	Office of the Secretary to the Minister
4	สำนักงานปลัดกระทรวงการคลัง	Office of the Permanent Secretary
5	สำนักงานเศรษฐกิจการคลัง	The Fiscal Policy Office
6	กรมธนารักษ์	The Treasury Department
7	กรมบัญชีกลาง	The Comptroller-General's Department
8	กรมศุลกากร	The Customs Department
9	กรมสรรพสามิต	The Excise Department
10	กรมสรรพากร	The Revenue Department
11	สำนักงานสลากกินแบ่งรัฐบาล	The Government Lottery Office
12	โรงงานยาสูบ	Thailand Tobacco Monopoly
13	ธนาคารออมสิน	Government Savings Bank
14	ธนาคารอาคารสงเคราะห์	Government Housing Bank
15	ธนาคารกรุงไทย จำกัด (มหาชน)	Krung Thai Bank Plc.
16	ธนาคารเพื่อการเกษตรและ สหกรณ์การเกษตร	Bank for Agricultural and Agricultural Cooperatives
17	องค์การสุรา (กรมสรรพสามิต)	Liquor Distillery Organization (Excise Department)
18	โรงงานไฟ (กรมสรรพสามิต)	Playing Cards Factory (Excise Department)
19	บริษัท ทิพยประกันภัย จำกัด	Dhipaya Insurance Company Limited
20	ธนาคารเพื่อการส่งออกและนำเข้า แห่งประเทศไทย	Export-Import Bank of Thailand
23	โครงสร้างกระทรวงการคลัง	Organization Chart



งานคลังในประเทศไทยได้มีการบริหารนับเมืองมาแต่สมัยกรุงสุโขทัยสืบต่อมาจนถึงสมัยกรุงศรีอยุธยา การเก็บภาษีอากรก็เริ่มเข้ามามีบทบาทในด้าน การคลังของแผ่นดินมากขึ้น โดยมีการจัดเก็บจังกอบ หรือจกอบ ส่วย และอากรต่าง ๆ ซึ่งเป็นระบบการจัดเก็บภาษีอากรในยุคต้นๆ

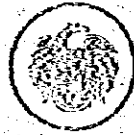
ครั้นพอถึงสมัยกรุงรัตนโกสินทร์ งานคลังได้เป็นรูปเป็นร่างมากยิ่งขึ้นเมื่อพระบาทสมเด็จพระจุลจอมเกล้าเจ้าอยู่หัวรัชกาลที่ 5 โปรดเกล้าฯ ให้ตราพระราชบัญญัติจัดระเบียบราชการในกรมพระคลังมหาสมบัติเมื่อวันที่ 14 เมษายน พ.ศ. 2418 มีที่ทำการอยู่ ณ หอรัชฎาการพิพัฒน์ ในพระบรมมหาราชวัง



**H**istorically, Thailand's government finance had been part of the Government administration since the Sukhothai and Ayudhya periods. Over those years, taxes, fees, royalty, duties, and other charges became a growing source of the Government's revenue.

Not until the Rattanakosin era under the reign of King Rama V did the Government finance become more organised. During his long reign, many bureaucratic reforms were introduced, including the enactment of the Royal Finance Department Act on April 14, 1875. The Department's Headquarters was then located at Rassadakompiat Tower in the Grand Palace.





*A Guide To*

**THAI TAXATION 1998**



**Fiscal Policy Office  
Ministry of Finance**

## List of Figures

	Page
Figure 1 Share of Government Revenues	39
Figure 2 Composition of Tax Revenues	40
Figure 3 Public Administrative Organization in Thailand	41

## List of Tables

Table 1 Tax Bases and Rates of Specific Business Tax	22
Table 2 Excise Tax Rates	25
Table 3 Government Revenue	42
Table 4 Local Authorities' Revenue	44

## Preface

This is the first (1998) edition of "A Guide to Thai Taxation." We have attempted to offer in this edition a brief overview of the current tax system in Thailand with the most up to date information as of December, 1998.

This issue is divided into nine parts : Overview of Thailand's Tax Structure, Personal Income Tax, Corporate Income Tax, Value Added Tax, Specific Business Tax, Stamp Duty, Excise Taxes, Customs Duties and Local Administration and Taxes. In general, the concept, structure, tax rates, tax bases, as well as revenue of various major taxes are described.

Hopefully, A Guide to Thai Taxation will help interested readers to gain a thorough understanding of Thailand's tax system.

Tax Policy Division, Fiscal Policy Office  
Ministry of Finance, Bangkok 10400 Thailand

Tel : (662) 273-9020

Fax : (662) 273-9168

<http://www.mof.go.th>

# Contents

	Page
1. Overview of Thailand's Tax Structure	1
2. Personal Income Tax	2
3. Corporate Income Tax	9
4. Value Added Tax	16
5. Specific Business Tax	21
6. Stamp Duty	23
7. Excise Taxes	24
8. Customs Duties	29
9. Local Administration and Taxes	33

## List of Figures

## Preface

This is the first (1998) edition of "A Guide to Thai Taxation." We have attempted to offer in this edition a brief overview of the current tax system in Thailand with the most up to date information as of December, 1998.

This issue is divided into nine parts : Overview of Thailand's Tax Structure, Personal Income Tax, Corporate Income Tax, Value Added Tax, Specific Business Tax, Stamp Duty, Excise Taxes, Customs Duties and Local Administration and Taxes. In general, the concept, structure, tax rates, tax bases, as well as revenue of various major taxes are described.

Hopefully, A Guide to Thai Taxation will help interested readers to gain a thorough understanding of Thailand's tax system.

Tax Policy Division, Fiscal Policy Office  
Ministry of Finance, Bangkok 10400 Thailand

Tel : (662) 273-9020  
Fax : (662) 273-9168  
<http://www.mof.go.th>

## Page

Figure 1	Share of Government Revenues	39
Figure 2	Composition of Tax Revenues	40
Figure 3	Public Administrative Organization in Thailand	41

## List of Tables

Table 1	Tax Bases and Rates of Specific Business Tax	22
Table 2	Excise Tax Rates	26
Table 3	Government Revenue	42
Table 4	Local Authorities' Revenue	44